

令和7年度 袖ヶ浦市 市政協力員会議

日時：令和7年4月13日（日）
午後2時から

場所：市民会館（昭和交流センター）
大ホール

会 議 次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長あいさつ
- 4 議長あいさつ
- 5 執行部紹介
- 6 市からの連絡事項について
- 7 閉 会

【市政協力員について】

市政協力員は、袖ヶ浦市市政協力員設置要綱に基づき、区等自治会において、

- ① 行政情報の周知伝達
- ② 簡易な調査報告
- ③ 各種文書の配付
- ④ 地域からの建設的な意見の連絡

などの職務を担っていただく方々です。任期は1年間と定められており、令和7年度の任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。

また、市政協力員は、袖ヶ浦市市政協力員設置要綱第8条により守秘義務が規定されており、在任中及び退任後において、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととされています。

袖ヶ浦市市政協力員設置要綱については、資料88頁をご参照ください。

目 次

令和7年度主要事業及び行事予定表	1	
<市からの連絡事項>		
○ 企画政策部	市民協働推進課	3
	1 回覧文書の発送について	
	2 回覧文書の電子化等について	
	3 市政協力員の報償金について	
	4 市政協力員活動中の事故等に対する補償について	
	5 行政協力交付金について	
	6 集会施設の火災保険加入について	
	7 要望書の取扱いについて	
	8 自治会運営マニュアル等について	
	9 地域まちづくり協議会の設立支援等について	
	10 そでふれば（市民協働会議室）の利用について	
	11 そでのわ（市民協働サポートセンター）の開設について	
	企画政策課	32
	12 チョイソコがうらの実証運行について	
○ 総務部	総務課	33
	1 令和7年国勢調査の実施及び統計調査員協力依頼について	
	2 社会奉仕活動中の事故に対する補償金の支給について	
	防災安全課	38
	3 ハザードマップの配布について	
	4 自主防災組織の結成について	
	5 災害発生時の被害報告について	
	6 総合防災訓練について	
	7 避難行動要支援者対策について	
	8 防災行政無線による放送及び子局の個別放送の方法について	
	9 防災行政無線戸別受信機の貸与について	
	10 自衛隊協力会について	
	11 交通災害共済の加入について	
	12 自主防犯組織の結成について	
	13 防犯灯の修繕等について	
○ 市民子育て部	子育て支援課	52
	1 ファミリーサポートセンター提供会員の募集について	
	2 こども家庭センターについて	
○ 福祉部	地域福祉課	53
	1 日赤活動資金募集について	
	2 民生委員・児童委員の一斉改選について	
	高齢者支援課	54
	3 地域包括支援センターの増設について	
	4 袖ヶ浦いきいき百歳体操について	
	5 高齢者見守りネットワークの協力及び周知ステッカーの配布について	

○ 環境経済部	環境管理課	62
	1 令和7年度緑の募金について	
	2 令和7年度市内一斉清掃について	
	3 地域猫活動団体等補助金について	
	廃棄物対策課	64
	4 ごみステーションの新規設置・移設について	
	5 ごみステーションの維持管理について（看板及びネットの配布）	
	6 資源回収自治会事業について	
	7 廃棄物減量等推進員の推薦について	
	商工観光課	67
	8 「そでがうらまつり～アレワイサノサ～」の開催について	
○ 都市建設部	都市整備課	68
	1 公園及び緑地の管理協力について	
	2 木造住宅の耐震改修工事等について	
	3 空家・空き地等に関する相談について	
	土木管理課	73
	4 道路美化活動のご協力について	
○ 消防本部	総務課	74
	1 消防団員の確保について	
	2 消火栓ホース格納箱について	
	予防課	75
	3 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について	
	中央消防署	75
	4 一般市民による心肺蘇生及び救命講習受講の重要性	
○ 教育部	生涯学習課	76
	1 青少年育成袖ヶ浦市民会議賛助会費の納入について	
	2 市職員出前講座のご案内	
	3 第54回子どもスポーツ大会開催のご案内	
	4 第30回そでがうらわんぱくクエスト実施に伴うご協力をお願い	
	5 令和7年度青少年健全育成推進大会の実行委員及び参加について	
	6 第41回生涯学習推進大会の実行委員及び参加について	
	7 第22期青少年相談員の推薦のお礼	
○ 選挙管理委員会事務局		86
	1 選挙執行時の投票所の施設借用と投票立会人の選出	
○ 社会福祉協議会		87
	1 社会福祉協議会支部長の依頼について	
	2 令和7年度社会福祉協議会費等の納入依頼について	
【参考】	袖ヶ浦市市政協力員設置要綱	88

令和7年度主要事業及び行事予定表

月	件名及び実施時期	ご協力依頼先
4	13（日）民生委員・児童委員候補者の選出依頼	全自治会
	緑の募金（春）（～5月31日まで）	全自治会
	社会福祉協議会費の納入（納入時期：5月～6月）	全自治会
5	16（金）自衛隊協力会総会（陸上自衛隊木更津駐屯地）	全自治会
	25（日）市内一斉清掃（予備日6月1日（日））	全自治会
	日赤活動資金の取りまとめ依頼	全自治会
6	29日（日）消防団早出し競技会（予備日7月6日（日））	自治連役員、 全自治会（分区を除く）
7	5日（土）青少年健全育成推進大会、市民三学大学講座①	自治連 （全自治会から50名）
	参議院議員選挙（予定）	投票区域の自治会 （46名）
8	—	
9	赤い羽根共同募金運動の戸別募金（納入時期：10～11月）	全自治会
10	1日（水）国勢調査基準日	
	11日（土）そでがうらまつり～アレワイサノサ～ （予備日：10月12日（日））	自治連から選出いただいた 実行委員1名
	25日（土）第54回袖ヶ浦市子どもスポーツ大会	
11	1日（土）、2日（日）市民会館まつり、根形公民館まつり、 平岡公民館文化・スポーツまつり	自治連から選出いただいた 実行委員1名
	9日（日）市内一斉清掃（予備日11月16日（日））	全自治会
	9日（日）～15日（土）秋季全国一斉火災予防運動	未定
	15日（土）、16日（日）平川公民館まつり、 長浦公民館まつり	自治連から選出いただいた 実行委員1名
	歳末たすけあい運動における戸別募金（納入時期：12月）	全自治会
12	1日（月）民生委員委嘱状交付式	
	25日（木）～31日（水）消防団歳末特別警戒	
1	11日（日）袖ヶ浦市二十歳を祝う会 （昭和地区・長浦地区・蔵波地区・根形地区・平川地区）	
	18日（日）消防出初式	自治連役員、 全自治会（分区を除く）
2	14日（土）生涯学習推進大会、市民三学大学講座②	自治連に参加依頼 （全自治会から10名）
3	1日（日）～7日（土）春季全国一斉火災予防運動	未定

その他お知らせ

1 交流センターにおける書類や募金の預かりについて

(1) 対象施設

- ・市民会館（昭和交流センター）
 - ・長浦交流センター（長浦公民館）
 - ・根形交流センター（根形公民館）
 - ・平岡交流センター（平岡公民館）
 - ・平川交流センター（平川公民館）
- ※富岡サブセンターは対象外です。

(2) 受付時間

8時30分～17時15分（土日祝日、年末年始を除く）

(3) 対象となる書類や募金

①書類

市（各担当部署）から市政協力員宛てに届いた文書のうち、提出先に交流センターが明記された書類

②募金

市（各担当部署）から自治会長等宛てにご案内や協力の依頼があった募金

(4) 注意事項

- ・交流センター窓口での書類の内容の確認や審査は行いません。
- ・交流センターでお預かりした書類や募金を担当部署に転送するのは、翌開庁日以降となります。
- ・交流センター管理人による書類や募金の預りはできません。

※ 市政協力員会議資料の電子データについて

市ホームページに本資料の電子データを掲載します。

URL：<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin-kyoudou/siseikyoryokuin.html>



2次元コード：

検索ワード：「袖ヶ浦市 市政協力員」

市からの連絡事項

企画政策部 市民協働推進課

連絡先：62-3102

件名	説明															
1 回覧文書の発送について	<p>原則として毎月第2水曜日に回覧文書を発送（依頼）します。道路工事の周知や交通規制など、緊急性のあるものについては、定期発送日以外にも回覧を依頼する場合がありますのでご了承ください。</p> <p>市以外の官公庁（警察、君津健康福祉センター等）からの文書についても、市の回覧文書と同様に回覧をお願いします。</p> <p>※健康器具や図書等の購入などの回覧文書は、市とは関係ありません。また、市では幹旋業者に対して市政協力員名簿などの情報提供は行っていません。</p> <p>回覧板を市民協働推進課及び各交流センターで配布しています。配布数は在庫状況によりますので、受け取りを希望する場合は、事前に市民協働推進課へお問い合わせください。</p>															
2 回覧文書の電子化等について	<p>紙の回覧板の代わりにスマホやパソコンを使って情報を投稿・閲覧できる民間のアプリをご紹介します。</p> <p>※詳細は資料7頁を参照してください。</p>															
3 市政協力員の報償金について	<p>回覧の配付などの業務に対して報償金をお支払いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 市政協力員（地区代表を除く） 2 時期 9月末と3月末 3 報酬額（月額） <table border="1" data-bbox="512 1339 1369 1552"> <thead> <tr> <th>世帯数</th> <th>区長</th> <th>分区長</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>30世帯未満</td> <td>12,000円</td> <td>11,000円</td> </tr> <tr> <td>30～49世帯</td> <td>13,000円</td> <td>12,000円</td> </tr> <tr> <td>50～99世帯</td> <td>14,000円</td> <td>13,000円</td> </tr> <tr> <td>100世帯以上</td> <td>15,000円</td> <td>14,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p><計算例：会員51世帯の区長の場合（上半期分）> 14,000円×6カ月－源泉所得税</p>	世帯数	区長	分区長	30世帯未満	12,000円	11,000円	30～49世帯	13,000円	12,000円	50～99世帯	14,000円	13,000円	100世帯以上	15,000円	14,000円
世帯数	区長	分区長														
30世帯未満	12,000円	11,000円														
30～49世帯	13,000円	12,000円														
50～99世帯	14,000円	13,000円														
100世帯以上	15,000円	14,000円														
4 市政協力員活動中の事故等に対する補償について	<p>市では、市政協力員としての活動中の事故によって怪我をされた場合に、補償金をお支払しています（補償金のお支払いに際しては、支払金額の補填を受けるため「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。）。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 補償金の額 資料37頁のとおり 2 対象となる活動 市政協力員として行う以下の活動 <ol style="list-style-type: none"> (1) 行政情報の周知伝達 (2) 簡易な調査報告（例：加入世帯数の調査等） (3) 各種文書の配付（例：回覧文書の配布等） (4) 地域からの要望とりまとめ作業等 															

市からの連絡事項

企画政策部 市民協働推進課

連絡先：62-3102

件名	説明
5 行政協力交付金について	<p>市では、自治会等のコミュニティ活動の推進を図るとともに、行政情報の連絡や行政協力を円滑に進めるため、行政協力交付金を交付しています。行政協力交付金の使用用途は限定していませんが、主に自治会等の活動費や役員・班長手当としての使用を想定しています。分区等のある自治会等の場合は、分区等を統括している自治会等にまとめてお支払いします。</p> <p>なお、地区代表にはお支払いしていません。</p> <p>1 交付金の額</p> <p>(均等割額) 100世帯以下 40,000円 101世帯以上 30,000円 1分区につき10,000円を加算</p> <p>(世帯割額) 世帯数×1,700円</p> <p>【計算例：会員50世帯の自治会の場合】 40,000円+1,700円×50世帯 =125,000円</p> <p>【計算例：会員150世帯で2分区ある自治会の場合】 30,000円+10,000円×2分区 +1,700円×150世帯=305,000円</p> <p>2 手続の時期</p> <p>5月中に申請手続をしていただき、7月下旬頃に交付を予定しています(申請書類は資料に同封)。また、翌年4月に実績報告書を提出していただきます(別途通知します。)</p>
6 集会施設の火災保険加入について	<p>市は、区等自治会が管理する集会施設等について、区等集会施設建設等補助金により、修繕工事にかかる経費の2分の1の金額を補助しておりますが、残り2分の1の金額については、区等自治会が負担することとなります。</p> <p>令和元年台風15号、19号及び10月25日の大雨では、少なくとも36施設以上(※市に被害報告をいただいた集会施設の件数)の集会施設が被災し、100万円を超える修繕費が必要となった集会施設もありました。この際、火災保険に加入していた集会施設は、修繕費の約2割から4割を保険金により賄うことができたと同っております。火災保険に加入していない集会施設におかれましては、台風等自然災害による修繕費にかかる自治会負担額を少しでも抑えるため、台風等自然災害に対応した火災保険への加入をご検討くださいますようお願いいたします。</p> <p>※火災保険の内容等詳細は各保険会社にお問い合わせください。</p>
7 要望書の取扱いについて	<p>資料8頁「令和7年度要望書の取扱いについて」により、取り扱います。</p>

市からの連絡事項

企画政策部 市民協働推進課

連絡先：62-3102

件名	説明
<p>8 自治会運営マニュアル等について</p>	<p>自治連絡協議会と市は、自治会役員の負担軽減を図るため、自治会の基本的な運営方法などをまとめた「自治会運営マニュアル」を作成しています。この自治会運営マニュアルには、現役の役員又はこれから役員に就任する方を対象に、「自治会の役割やメリット」、「自治会の運営方法」、「自治会への加入促進方法」などを掲載しています。また、自治会未加入世帯に自治会を知ってもらうため、配布用の自治会加入促進チラシも作成しています。自治会員の加入促進に向けた取組にあたっては、是非これらをご活用ください（自治会加入促進チラシは、資料に7部同封しています。追加で必要な場合は、市民協働推進課へお問い合わせください。必要部数をお渡しします。）。</p> <p>1 自治会運営マニュアルの閲覧方法</p> <p>(1) 自治会運営マニュアルの冊子は、令和3年度の市政協力員会議の際に配布させていただき、自治会内で保管し、次年度以降の役員にも共有するようお願いしています。 本年度から新たに市政協力員にご就任された方につきましては、前任の市政協力員にお問い合わせのうえ、自治会内で保管されている冊子をご閲覧ください。</p> <p>(2) 市のホームページからも閲覧可能です。 <https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin-kyoudou/zitikaiuneimanual.html></p> <p> (二次元コード)</p> <p>(3) 追加で冊子が必要な場合は、市民協働推進課にご連絡ください（ただし、在庫状況によってはご要望に沿えない可能性もございますので、ご了承ください。）。</p>
<p>9 地域まちづくり協議会の設立支援等について</p>	<p>地域まちづくり協議会は、区・自治会をはじめ、各分野の制度ボランティア、NPO、事業者等の地域のまちづくりに関わっている様々な団体が参加し、お互いに情報交換や連携しながら、より住みやすい地域づくりを進めるための任意の組織になります。</p> <p>市内では長浦地区で設立されており、その運営や活動等に対する支援を市で行っております。その他の地区においても設立に向けてご検討くださるようお願いいたします。</p> <p>(1) 協議会の設立単位 原則として市内5地区（昭和・長浦・根形・平岡・中富）</p> <p>(2) 市の支援内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動場所の確保、資料作成、相談業務等による支援 ・補助金（運営費：限度額5万円、事業費：限度額80万円）の交付による支援 など

市からの連絡事項

企画政策部 市民協働推進課

連絡先：62-3102

件名	説明
<p>10 そでふれば (市民協働会議室)の利用について</p>	<p>市内において非営利かつ公益的な活動を行う団体等が、打合せや会議、講座などの用途でご利用いただける会議室「そでふれば」を設置しました。</p> <p>なお、ご利用にあたっては、あらかじめ団体の利用登録が必要となります。</p> <p>1 場所 袖ヶ浦市役所南庁舎2階 2 利用料 無料 3 予約の有無 要予約</p> <p>詳細は、市ホームページをご確認ください。 <https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin-kyoudou/sodehureba.html></p>  <p>(二次元コード)</p>
<p>11 そでのわ (市民協働サポートセンター)の開設について</p>	<p>市役所中庁舎2階に、地域の課題解決や地域のまちづくりに取り組む各種団体を支援するとともに、すでに市民活動をしている方やこれから始めたいと思っている方からの相談への対応や情報提供を行うことを目的とした「市民活動サポートセンター(愛称:そでのわ)」を開設しました。</p> <p>そでのわが行う業務は以下のとおりです。</p> <p>1 情報提供 市民活動に関する情報を提供し、市民活動団体などの繋がりをつくる支援をします。主に、団体の活動に関することや開催するイベント、会員・ボランティアの募集情報などを集約し、参加者・協力者を募るための情報を発信します。</p> <p>2 研修機会の提供 市民活動を行うために必要なスキル・ノウハウを身につけるための研修機会の提供や、市民活動に興味を持ってもらうための講座を開催します。</p> <p>3 アドバイザーによる支援 団体が抱える悩みや問題に対し、専門的な知識や経験を有する方(アドバイザー)に相談できる機会を提供します。</p> <p>4 活動場所などの提供 団体が打合せや会議をはじめ、イベント開催などで活用できる場所を提供します。</p> <p>詳細は、市ホームページをご確認ください。 <https://www.city.sodegaura.lg.jp/site/sodenowa/></p>  <p>(二次元コード)</p>

回覧文書の電子化等について

1 電子回覧とは？

紙で周知していた回覧板や掲示板等の情報を、スマートフォンやパソコン等で配信し、会員がそれぞれのスマートフォン等でタイムラグなく情報を受け取れる、地域内での情報共有やコミュニケーションに役立つ新しいツールです。

民間業者により電子回覧機能のある様々なアプリが開発されており、全国的に見れば一部の自治会で利用が開始されています。

2 アプリを導入するとできること

使用するアプリにより機能は様々ですが、代表的なものとして下記のような機能があります。

- ▶電子回覧板機能
- ▶アンケート機能
- ▶自治会費集金機能

3 導入のメリットは？

- ▶回覧板を回したり回収したりする手間がかからない
- ▶印刷物を作成する手間や費用が節減できる
- ▶必要な情報を必要なときに素早く発信できる
- ▶様々な世代の自治会加入促進



4 アプリ選びのポイントは？

インターネットで「自治会 電子回覧アプリ」などと検索し、使いやすさ、コスト、継続性などを基にアプリを選定するのが望ましいです。

市では、複数のアプリを比較・検証しましたので、アプリ選定でお困りの自治会は市民協働推進課にご相談ください。

5 電子化しなければいけないの？

必ずしも自治会に電子化を求めるものでなく、紙の回覧を廃止する予定はございません。

自治会における負担軽減の一助となればと考え紹介するものですが、アプリの導入につきましては、自治会の実情に応じてご検討ください。

※回覧文書の電子データは市ホームページに掲載しております。
<<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin-kyoudou/kairannbutuitirann.html>>



どうやって導入していけばいいかわからないなど、
ご相談がありましたら下記までお問い合わせください。

【問合せ先】

市民協働推進課 ☎0438-62-3102

○ 令和7年度 要望書の取扱いについて

1 要望書として取り扱う事項

要望書として取り扱う事項は、地域における市民生活の向上に必要と認められる重要な事項とします。

区等自治会の多数の意見として必要な公共性のある案件に限定してください。

なお、要望書が不要の案件もあります。事前に市民協働推進課までご相談ください。

2 要望書の提出にあたって

次のどちらかの方法で要望を提出してください。

①書面

指定の様式（資料9頁）を用いて、市政協力員が直接市民協働推進課に提出してください。

様式の電子データは市ホームページに掲載しております。



<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin-kyoudou/jitikaiyoubou.html>

②電子

下記フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。



<https://logoform.jp/form/tSXa/165097>

要望書は1枚の用紙に1件としてください。地図、写真などの添付が必要です。採用にならない場合もありますので、優先順位を決めて提出してください。なお、過去に要望書で取扱いが決定している案件で、その後に特段の状況の変化がない場合は、原則として再提出をお受けすることができません

3 要望書以外で取り扱うもの（資料10頁）

補修、修繕及び担当課が扱っている事項については、要望書ではなく、直接それぞれの担当課にご相談ください。

4 受付窓口・期間

(1) 書面受付窓口 市民協働推進課【市役所中庁舎2階】

(2) 受付期間 随時受付します。

なお、多額の費用を伴うものは、翌年度予算に要望する必要があるため、8月末までに要望書を提出してください。

5 要望書に対する市の対応について

要望事項については、緊急性や重要性、経済的効果や他地域とのバランスなどを考慮して事業化を図ります。

回答は、担当課から要望書受付日の翌四半期の末日までに行います。

	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
提出時期	4月～6月	7月～9月	10月～12月	令和8年1月～3月
市の回答期限	9月末	12月末	令和8年3月末	令和8年6月末

国、県、警察等への要望事項については、事前に関係機関と相談いただいた後、市からの応援要請として関係機関に依頼します。

(例：国道、県道の改修工事や信号機、規制標識の設置など)

要望書以外での取扱い一覧（直接担当課にご相談ください。）

	取扱事項	担当課等	指定様式
①	防犯灯の新設及び修繕に関する事 こと	防災安全課 交通防犯班 【市役所北庁舎3階】 ☎62-3106	新設のみ 様式あり 資料50頁
②	子どもの遊び場の遊具等の修繕に関する こと	子育て支援課 子育て環境 推進班【市役所中庁舎1階】 ☎62-3286	なし
③	野犬に関する事 民地の雑草に関する事（農地は除く）	環境管理課 生活環境班 【市役所中庁舎5階】 ☎62-3413	なし
④	ごみステーションに関する事 一般廃棄物に関する事 産業廃棄物の不法投棄、野焼きに関する事	廃棄物対策課 【クリーンセンター】 ☎63-1881	なし
⑤	ごみステーションの新設・移設に関する事		様式あり 資料11頁
⑥	資源回収自治会事業に関する事		様式あり 資料15頁
⑦	資材支給事業による農道及び農業用排水路 の整備、補修、改良に関する事	農林振興課 農林土木班 【市役所中庁舎5階】 ☎62-3442	様式あり 資料23頁
⑧	公園・緑地の除草及び樹木剪定に関する事	都市整備課 公園・駐車場班 【市役所中庁舎6階】 ☎62-3521	なし
⑨	公園遊具の修繕に関する事		
⑩	カーブミラー、道路照明灯、ガードレール、 啓発看板、道路表示等の道路安全施設に関する 事	土木管理課 管理調査班 【市役所中庁舎6階】 ☎62-3558	様式あり 資料25頁
⑪	市道、生活道路の資材支給に関する事	土木管理課 維持班 【市役所中庁舎6階】 ☎62-3562	様式あり 資料28頁
⑫	市道、道路側溝、河川の維持補修に関する 事		なし
⑬	消火栓用ホース格納箱等の新規設置及び 更新に関する事（地元分団長経由）	消防本部 総務課 【消防本部2階】 ☎62-0119	様式あり 資料30頁
⑭	集会施設（地区会館以外）の建設、改修、補修 に関する事	市民協働推進課 【市役所中庁舎2階】 ☎62-3102	様式あり 個別対応

●市ホームページに上記申請様式の電子データを掲載しております。



<https://www.city.sodegaura.lg.jp/soshiki/shimin-kyoudou/jitikaiyoubou.html>

袖ヶ浦市長 様

届出者 自治会（法人）名
住所
代表者名
電話番号

ごみ集積場所設置等届出書

ごみ集積場所を（新規設置・移設・廃止）したいので下記のとおり届け出ます。

なお、（新設設置・移設・廃止）に伴う関係地主に対する了解及び地域住民への周知については、届出者が責任をもって行います。

また、ごみ集積場所の管理については、（区・分区・自治会・利用者・事業所名： ）で責任をもって管理します。

記

1 届 出 場 所 袖ヶ浦市

2 収集開始希望日 年 月 日

3 使用世帯数 世帯

4 届 出 理 由

5 現 地 確 認 日 年 月 日

※1 管理者が利用者の場合、自治会組織が成立するまでは利用者同士で協力し、管理をすること。

※2 「5 現地確認日」については、記入しないこと。

1 案内図及び配置図（別図でも可）

案内図

配置図

注1 届出場所（新規設置箇所又は移設先）を赤で表示すること。

注2 移設の場合、既設場所を青で表示し、既設場所→移設先で矢印にて明記すること。

記 入 例

様式第3号の2 (第6条関係)

〇〇年 ×月 △日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

届出者 自治会 (法人) 名 ガウラ自治会
 住所 袖ヶ浦市坂戸市場1番地1
 代表者名 袖ヶ浦 一郎
 電話番号 0438-62-2111

○で囲んでください。

ごみ集積場所設置等届出書

ごみ集積場所を (新規設置・移設・廃止) したいので下記のとおり届け出ます。
 なお、(←新規設置・移設・廃止) に伴う関係地主に対する了解及び地域住民への周知については、届出者が責任をもって行います。
 また、ごみ集積場所の管理については、(区・分区・自治会・利用者・事業所名:) で責任をもって管理します。

○で囲んでください。

記

- 1 届 出 場 所 袖ヶ浦市 届出場所については、住所番地を記入してください。不明な場合は近隣の番地とし、最後に「地先」とご記入ください。
- 2 収集開始希望日 〇〇 年 ×× 月 △△ 日
- 3 使用世帯数 〇〇 世帯
- 4 届 出 理 由 例：新築アパート（開発行為等による宅地分譲地）の完成により入居者が住み始めるため。
例：新規居住者が増えてきたため。 等
- 5 現 地 確 認 日 年 月 日

※1 管理者が利用者の場合、自治会組織が成立するまでは利用者同士で協力し、管理をすること。
 ※2 「5 現地確認日」については、記入しないこと。

6 案内図及び配置図（別図でも可）

案内図

届出場所まで到達することが出来る案内図を記入すること。
なお、住宅地図等で代替し添付することもできる。
表記については、下の注意書きを参照のこと。

配置図

アパート等集合住宅の場合は、敷地内のどの辺りに設置されているのか判るものを添付すること。

開発事前協議等で使用した建物配置図等を添付することができる。

注1 届出場所（新規設置箇所又は移設先）を赤で表示すること。

注2 移設の場合、既設場所を青で表示し、既設場所→移設先で矢印にて明記すること。

袖ヶ浦市長 様

申込者 住 所
 団体名
 代表者

資源回収活動登録申込書

袖ヶ浦市資源回収活動推進助成金交付要綱第3条第1項の規定により次のとおり登録します。

記

団 体 名			
代 表 者	氏 名		
	住 所		
	電 話 番 号		
団 体 の 概 要	世 帯 数		人 数
	構 成	児童・生徒・その他	
回 収 区 域			
回 収 物	繊維類・紙類・金属類・びん類・缶類・ペットボトル・廃食用油		
集 積 場 所			
回 収 予 定 回 数	年 回		
助 成 金 振 込 先	銀 行 名		支 店 名
	口 座 番 号		
	(フリガナ) 名 義 人		
備 考			

※ 回収区域及び集積場所の図面を添付する。

年 月 日

袖ヶ浦市長

様

申込者 住 所
 団体名
 代表者
 電 話

資源回収活動推進助成金交付申請書

袖ヶ浦市資源回収活動推進助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を次のとおり申請します。

記

交付申請額			円
回収実施日	年 月 日		
売却した業者名			
売却年月日	年 月 日		
種 目	織 維 類		kg×4円= 円
	紙 類	新 聞	kg×4円= 円
		雑 誌	kg×4円= 円
		ダンボール	kg×4円= 円
		紙 パ ッ ク	kg×4円= 円
		雑 が み	kg×4円= 円
	びん 類	生 き び ん	kg×4円= 円
		雑 び ん	kg×4円= 円
	缶 類	ア ル ミ 缶	kg×4円= 円
		ス チ ール 缶	kg×4円= 円
	金 属 類		kg×4円= 円
	ペ ッ ト ボ ト ル		kg×4円= 円
	廃 食 用 油		kg×4円= 円
合 計		円	

※ 業者又は袖ヶ浦クリーンセンターの仕切票を添付する。

袖ヶ浦市長 様

住 所

団体名

代表者

資源回収活動推進助成金交付請求書

年 月 日付け袖ヶ浦市指令第 号をもって交付決定のあった
資源回収活動推進助成金について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 円

振込先 金融機関名 支店名

口座番号

(フリガナ)

口座名義人

委任状

代理人 住 所

(会計等の口座名義人) 氏 名

私は、上記の者を代理人として、資源回収活動推進助成金の受領に関する権限を委任したので届けます。

年 月 日

申請者 住 所

団体名

氏 名

⑩

袖ヶ浦市長

様

この委任状は、申請者（自治会等）と、助成金振込先名義人（会計等）が異なる場合に提出してください。

記 入 例

様式第1号(第3条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

申込者 住 所 袖ヶ浦市〇〇〇〇丁目〇番地
 団体名 〇〇会
 代表者 袖ヶ浦 太郎
 電 話 〇 4 3 8 - 〇〇 - 〇〇〇〇

※日中連絡の取れる番号

資源回収活動登録申込書

袖ヶ浦市資源回収活動推進助成金交付要綱第3条第1項の規定により次のとおり登録します。

記

団 体 名	〇〇会			
代 表 者	氏 名	袖ヶ浦 太郎		
	住 所	袖ヶ浦市〇〇〇〇丁目〇番地		
	電 話 番 号	〇 4 3 8 - 〇〇 - 〇〇〇〇		
団 体 の 概 要	世 帯 数	約〇〇世帯	人 数	約〇〇〇人
	構 成	児童・生徒・その他		
回 収 区 域	〇〇会内 等			
回 収 物	繊維類・紙類・金属類・びん類・缶類・ペットボトル・廃食用油			
集 積 場 所	〇〇公園 等			
回 収 予 定 回 数	年 〇〇 回			
助 成 金 振 込 先	銀 行 名	〇〇銀行	支 店 名	〇〇支店
	口 座 番 号	〇〇〇〇〇〇〇〇		
	(フリガナ) 名 義 人	〇〇加 かけい けがうらハコ 〇〇会 会計 袖ヶ浦 花子		
備 考				

記 入 例

様式第3号(第5条関係)

令和〇〇年〇〇月〇〇日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

申込者 住 所 袖ヶ浦市〇〇〇〇丁目〇番地
 団体名 〇〇会
 代表者 袖ヶ浦 太郎
 電 話 〇 4 3 8 - 〇〇 - 〇〇〇〇

※日中連絡の取れる番号

資源回収活動推進助成金交付申請書

袖ヶ浦市資源回収活動推進助成金交付要綱第5条の規定により、助成金の交付を次のとおり申請します。

記

交付申請額	〇〇〇〇円		
回収実施日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
売却した業者名	〇〇商店 等		
売却年月日	令和〇〇年〇〇月〇〇日		
種 目	織 維 類		〇〇kg×4円= 〇〇〇円
	紙 類	新 聞	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
		雑 誌	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
		ダンボール	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
		紙 パ ッ ク	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
		雑 が み	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
	び ん	生 き び ん	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
		雑 び ん	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
	缶	ア ル ミ 缶	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
		ス チ ール 缶	〇〇kg×4円= 〇〇〇円
	金 属 類		〇〇kg×4円= 〇〇〇円
	ペ ッ ト ボ ト ル		〇〇kg×4円= 〇〇〇円
	廃 食 用 油		〇〇kg×4円= 〇〇〇円
合 計	〇〇〇〇〇円		

※ 業者又は袖ヶ浦クリーンセンターの仕切票を添付する。

記入例

様式第5号(第7条関係)

※日付は記入しないで下さい

____年____月____日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

申込者 住所 袖ヶ浦市〇〇〇〇丁目〇番地
団体名 〇〇会
代表者 袖ヶ浦 太郎

資源回収活動推進助成金交付請求書

令和____年____月____日付け袖ヶ浦市指令第____号をもって交付決定のあった
資源回収活動推進助成金について、次のとおり請求します。

記

1 請求金額 〇〇〇〇〇円

振込先 金融機関名 〇〇銀行 支店名 〇〇支店
口座番号 〇〇〇〇〇〇〇〇
(フリガナ) 〇〇加 かい ながわらわ
口座名義人 〇〇会 会計 袖ヶ浦 花子

※申請者（代表者）と助成金振込先名義人（会計等）が異なる場合は委任状も提出してください。

記入例

委任状

代理人 住 所 袖ヶ浦市〇〇〇丁目〇〇番地

(会計等の口座名義人) 氏 名 〇〇会 会計 袖ヶ浦 花子

私は、上記の者を代理人として、資源回収活動推進助成金の受領に関する権限を委任したので届けます。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 住 所 袖ヶ浦市〇〇〇〇丁目〇番地

団体名 〇〇会

氏 名 袖ヶ浦 太郎 ⑩

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

この委任状は、申請者（代表者）と助成金振込先名義人（会計等）が異なる場合に提出してください。

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所

役職名

氏 名

電 話

資 材 支 給 申 請 書

年度において（農道・農業用排水路）の（補修、改良、整備）事業を実施したいので、下記資材の交付を願いたく申請します。

記

1. 工事場所及び支給希望日

工 事 場 所 袖ヶ浦市

工 事 区 間 延長 m 幅員 m 高さ m

支給希望日 年 月 日

2. 申請資材

資 材 名	規 格	数 量	備 考

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

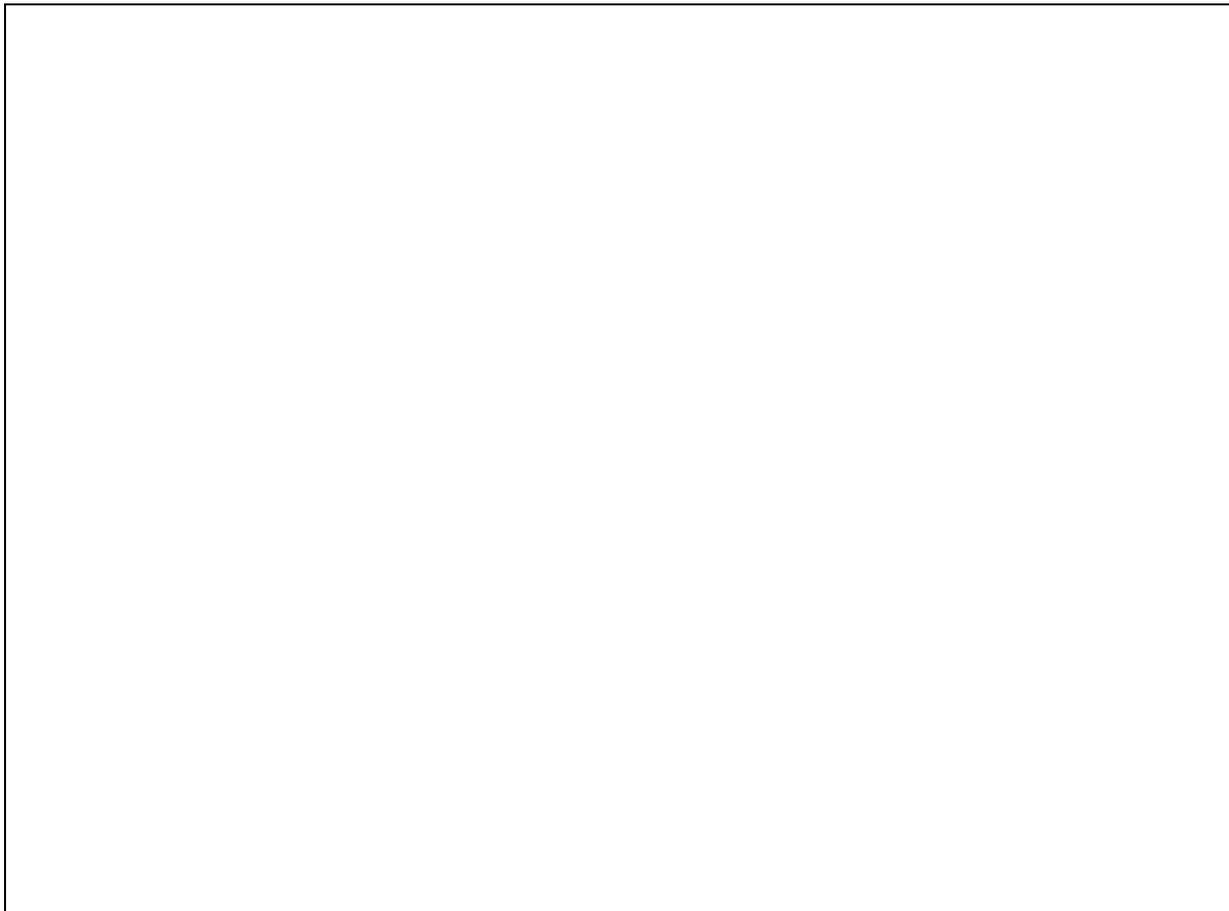
区長 住所
自治会長 氏名
安全協会支部長 電話

交通安全施設設置要望申請書

下記のとおり交通安全施設の設置を申請します。
記

- | | | | | | | |
|----------|--------|------|---|---|----|---|
| 1 施設名 | 道路反射鏡 | 一面 | 基 | 、 | 二面 | 基 |
| | 道路照明灯 | | 基 | | | |
| | ガードレール | | m | | | |
| | その他 | | | | | |
| 2 設置要望箇所 | 道路反射鏡 | 袖ヶ浦市 | | | | |
| | 道路照明灯 | 袖ヶ浦市 | | | | |
| | ガードレール | 袖ヶ浦市 | | | | |
| | その他 | 袖ヶ浦市 | | | | |

3 設置要望箇所の略図（住宅地図の複写でも可）



4 現場状況（内容を詳細に）

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

- ※ 詳細に記入してください（不詳な場合は、受付できないことがあります。）。
- ※ 県道等にかかるものについては、県に申請をします。
- ※ 設置の適否は、現地調査と安全施設設置基準により判断します。

土地 使用 承諾 書

土地の表示

大 字	字	地 番	地 積

私有地にかかる上記の土地に、袖ヶ浦市交通安全施設
道路反射鏡 を設置するため使用することを異議なく承諾します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

袖ヶ浦市長

様

様式第1号

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所 袖ヶ浦市
 役職名
 氏 名
 電 話 ()

資 材 支 給 等 申 請 書

年度において(市道 線・生活道路・道路排水路)の(補修・改良・整備)事業を実施したいので、下記資材の支給等を願いたく申請します。

記

1 工事場所及び支給希望日

工事場所 袖ヶ浦市

工事区間 延長 m・幅員 m・高さ(厚さ) m

支給希望日 年 月 日(工事予定期間 月 日～ 月 日)

2 申請資材及び数量

資 材 名	規 格	数 量	備 考

3 工事現場見取り図（住宅地図又は市内地図 1 万分の 1 を添付）

--

4 現場状況（詳細に必ず記入してください。）

※ カッコ内は該当項目に○印を付してください。

令和7年度調査分 消防施設事業申請書
【消火栓ホース格納箱】

(1事業につき1枚)

事業名	
<p>現状及び申請理由</p>	<p style="text-align: center;">区 長 住 所 氏 名 電 話</p>
<p>上記のとおり申請します。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様</p> <p style="text-align: right;">第 分団 分団長</p>	

1. 最終提出期限は、「令和7年9月5日（金）」とする。
2. 本申請事業は、基本的に令和7年度実施に係る要望とする。
3. 分団長は、本申請事業について区等自治会長に事業の説明を行い、十分な協議の上申請すること。なお、申請がない場合も提出することとし、その場合は区等自治会長の記名は不要とする。
4. 案内図及び写真添付のこと。
5. 分団3役が年度交代しても、後任に申請内容を必ず申し送ること。

令和7年度調査分 消防施設事業申請書

【消火栓ホース格納箱】

(記入例)

(1事業につき1枚)

事業名	ホース格納箱新規設置・老朽更新
現状及び申請理由	<p>地区住民が安心して暮らせる、災害に強い街づくりを目指すため、下記箇所の更新を要望します。</p> <p>現状は、別途写真の通り腐食が激しく使用に耐えがたく転倒等事故が懸念される。(個人敷地内等の場合) 設置場所地権者は次のとおり設置を了承頂いております。</p> <p>私は、自己敷地にホース格納箱を設置することに同意します。</p> <p>地権者 住所 ○○○○1234-56 氏名 ○○ ○○○ 電話 ○○-○○○○</p> <p style="text-align: center;">(別途地図及び写真添付)</p> <p>以上のとおり、事業要望します。</p> <p>区長 住所 ○○○○1234-56 氏名 ○○ ○○○ 電話 ○○-○○○○</p> <p>もしくは</p> <p>○○区長 ○○区長 ○○区長 ○○区長</p> <p>からの要望は無いことを確認しました。</p> <p>確認方法 電話 ・ 口頭 ・ その他 ()</p> <p>確認日 年 月 日</p>
上記のとおり申請します。	
袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様	<p style="text-align: right;">令和7年○○月○○日</p> <p style="text-align: right;">第○○分団 分団長 ○○ ○○○</p>

1. 最終提出期限は、「令和7年9月5日(金)」とする。
2. 本申請事業は、基本的に令和7年度実施に係る要望とする。
3. 分団長は、本申請事業について区等自治会長に事業の説明を行い、十分な協議の上申請すること。なお、申請がない場合も提出することとし、その場合は区等自治会長の記名は不要とする。
4. 案内図及び写真添付のこと。
5. 分団3役が年度交代しても、後任に申請内容を必ず申し送ること。

市からの連絡事項

企画政策部 企画政策課
連絡先：62-2327

件名	説明
<p>12 チョイソコがうらの実証運行について</p>	<p>令和6年10月から市内全域で実証運行中の、デマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」について、会員を募集中です。</p> <p>本サービスは日中の地域内移動を補う新たな公共交通として、デマンド交通が各地区に適しているのかを3年間の実証運行で検証するものです。</p> <p>ご利用いただく際は、最寄りのごみステーションや公園等から、市内の病院や商店等、予め設定する停留所から停留所への移動にご利用いただけます。</p> <p>市政協力員の皆様には、自治会で管理するごみステーションや集会場への停留所設置、地域住民への事業周知に関してご協力をお願いします。</p> <div data-bbox="478 929 1380 1601" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">乗り合い送迎サービスのしくみ</p> <p style="text-align: center;">チョイソコセンターに電話かインターネットで連絡</p> <p style="text-align: center;">「乗り合いサービス」とは、複数の利用者の目的地・到着時刻を、専用システムにより計算し、複数の方が乗り合わせた上で目的地までお送りするしくみです。</p> <p style="text-align: center;">複数の方が乗り合わせる</p> <p style="text-align: center;">チョイとソコまでごいっしょに</p> <p style="text-align: center;">帰りもチョイソコで！</p> </div>

市からの連絡事項

総務部 総務課

連絡先：62-2104

件名	説明
<p>1 令和7年国勢調査の実施及び統計調査員協力依頼について</p>	<p>1 国勢調査とは 国内に住む全ての人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的として5年ごとに行われる、最も基本的で重要な統計調査です。 今年の調査は22回目に当たります。</p> <p>2 主な日程 ・令和7年10月1日（水）の状況を調査いたします。 ・9月下旬頃から、調査員が各世帯を訪問し、調査書類等を配布します。 ・回答期限は10月8日（水）になります。回答方法はインターネット、郵送、調査員による回収のいずれかとなります。</p> <p>3 市政協力員の皆様へのお願い ・自治会等の会議等において、国勢調査への協力の呼びかけをお願いいたします。 ・今後、広報用リーフレットやポスターによる周知を予定しておりますので、その際には回覧等にご協力ください。 ・一部の自治会等に対しましては、3月中旬に、国勢調査にご従事いただく調査員の推薦を依頼させていただきました。推薦期限は4月30日（水）までとさせていただきますので、ご協力をお願いいたします。</p> <p>4 その他の統計調査員 市では、国勢調査だけではなく、様々な統計調査へご協力いただく調査員を募集しています。 現在の登録調査員は76名となっております。 登録期間は1年で、毎年、継続の意向確認をしております。 登録を継続されない方には、新たな調査員を紹介させていただくようお願いしているため、調査員から自治会の皆様へご相談させていただくことがありますので、その際はご協力をお願いいたします。</p>

市からの連絡事項

総務部 総務課

連絡先：62-2104

件名	説明
<p>2 社会奉仕活動中の事故に対する補償金の支給について</p>	<p>市では、社会奉仕活動に参加中の方が、その活動中の事故によって入院・通院を伴う怪我等をされた場合に、補償金をお支払しています（補償金のお支払に際しては、支払金額の補填を受けるため「全国市長会市民総合賠償補償保険」に加入しています。）。</p> <p>1 補償金の額 資料37頁のとおり</p> <p>2 補償対象となる社会奉仕活動の要件</p> <p>(1) 自治会、PTA、子ども会などの住民の方々によって構成されている団体の活動であること。</p> <p>(2) 無報酬で労力の提供がなされる活動であること。</p> <p>【具体例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道路、河川、公園などの公共施設の清掃活動 ・防犯、交通安全のための活動等 <p>（3）事前に社会奉仕活動の申請をし、承認を受けていること。</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一斉清掃は、市の主催行事のため、申請不要です。ただし、草刈りや枝の伐採等をするため、草刈り機等を使用する場合には、社会奉仕活動の申請が必要です。 ・社会奉仕活動に参加するための往復途上は補償対象となりません。 <p>3 承認の手続</p> <p>社会奉仕活動を行う前（実施日の7日前まで）に、「社会奉仕活動承認申請書」（資料35頁）に必要事項を記入し、市役所総務課に申請書を提出してください（交流センターでお預かりすることもできます。）。</p> <p>また、電子申請による申請も受け付けております。以下の二次元コードより申請可能です。</p> <p>活動内容が承認された場合は、後日「社会奉仕活動承認決定通知書」を申請者（代表者）のご住所宛てに送付します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; text-align: center;"> <p>スマートフォン、パソコンから 申請手続が可能です。</p>  </div>

様式第1号（第4条関係）

社会奉仕活動承認申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所
団体名
代表者氏名
連絡先

下記のとおり社会奉仕活動を実施するので承認されますよう、袖ヶ浦市総合災害補償要綱第4条第1項の規定により申請します。

記

実施期日	年 月 日 ~ 年 月 日
場 所	
奉仕活動を行う 団体（個人）名	
参加者数	人
活動の内容	※ 該当する項目に、○印をつけてください。 1 道路の清掃活動 2 河川の清掃活動 3 公園の清掃活動 (公園名…) 4 子供の遊び場（児童遊園施設）の清掃活動 (子供の遊び場名…) 5 その他 ()

○ 袖ヶ浦市総合災害補償要綱（抜粋）

別表（第3条関係）

区分	給付額
死亡給付金	5,000,000円
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 5,000,000円～200,000円
入院補償給付金	入院日数 1日以上5日まで 20,000円
	入院日数 6日以上15日まで 30,000円
	入院日数 16日以上30日まで 60,000円
	入院日数 31日以上60日まで 90,000円
	入院日数 61日以上90日まで 120,000円
	入院日数 91日以上 150,000円
通院補償給付金	通院日数 2日以上5日まで 10,000円
	通院日数 6日以上15日まで 20,000円
	通院日数 16日以上30日まで 30,000円
	通院日数 31日以上60日まで 45,000円
	通院日数 61日以上 60,000円

※ 社会奉仕活動中等に住民等第三者（他の市町村の住民も含まれます。）の身体障害及び財物損壊が発生した場合、総務課（☎62-2104）までご連絡ください。

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>3 袖ヶ浦市ハザードマップの配布について</p>	<p>本市では、洪水等の災害種別ごとに発行していた防災マップを1冊にとりまとめた「袖ヶ浦市総合ハザードマップ」を令和4年度に作成しております。</p> <p>この総合ハザードマップにより、お住いの地域の災害リスクを確認しやすくなり、また、指定緊急避難場所等の所在や防災に役立つ知識なども併せて掲載しているため、ご家庭や地域の防災対策にご活用いただけます。</p> <p>もしお持ちでない方等がいましたら、防災安全課までお問い合わせいただくか、袖ヶ浦市役所や、最寄りの各交流センターでもお受け取りいただける旨、ご紹介ください。</p> <p>また、外出先からスマートフォン等で閲覧できる「Web版ハザードマップ」を公開していますので併せてご確認ください。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">  <div style="text-align: center;"> <p>Web版ハザードマップ 2次元コード</p>  </div> </div>
<p>4 自主防災組織の結成について</p>	<p>現在、市では自主防災組織の結成に努めています。</p> <p>自主防災組織は、「自分達の地域は自分達で守る」というお互いの助け合い（共助）の取組として、令和7年4月1日現在、80組織が活動しています。</p> <p>大規模災害が発生したときには、自主防災組織による地域の組織的な防災活動である共助がとても重要です。</p> <p>市から防災資機材を貸与することもできますので、地域の被害軽減のため、未結成の区等自治会におかれましては、是非とも積極的に結成についてご検討ください。</p> <p>※規約の制定、防災計画・連絡網の作成等をしていただきます（手続については市が支援します。）。</p> <p>※防災資機材を収納する倉庫は、各地域でのご用意をお願いしております。</p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>5 災害発生時の被害報告について</p>	<p>災害が発生した場合、市において情報収集を実施しますが、迅速に情報を集めるためにも、区等自治会内で被害等が確認された場合には、被害状況の報告についてご協力をお願いします。</p> <p>〔情報提供いただきたい事項〕</p> <p>(1) 日時 (2) 発生場所 (3) 災害の種類 (4) 被害の状況 (5) 応急対策の要否</p> <p>※資料44頁の災害報告書により報告をお願いします。</p>
<p>6 袖ヶ浦市総合防災訓練について</p>	<p>地震等の大規模災害に備え、防災体制の強化・整備と併せて防災意識の高揚を図ることを目的に、本年度も総合防災訓練を開催します。</p> <p>総合防災訓練の開催にあたっては、各区等自治会から数名程度のご協力をいただいて訓練を行う予定です。</p> <p>開催日については、日程確定後改めてご連絡させていただきます。</p> <p>お忙しい中恐縮ですが、ご協力くださるようお願いいたします。</p>
<p>7 避難行動要支援者対策について</p>	<p>過去の大きな災害では、被災者の多くが高齢者や障がい者などの災害時に自力または家族の支援だけで避難することが困難な「要配慮者」といわれる方々であり、こうした方々に対する支援の取組が必要となります。</p> <p>市では、ご自身で登録を希望した要配慮者の情報を、「避難行動要支援者名簿」としてまとめております。</p> <p>また、この名簿に登録されている要配慮者の情報を、登録者の同意に基づき、区等自治会長、分区長、地区代表の皆様のほか、民生委員、消防、木更津警察署に提供しています。</p> <p>この「避難行動要支援者名簿」には、個人情報が含まれておりますので、お持ちの場合、適切な保管、管理等の取扱いをお願いします。</p> <p>また、班長の方など、必要な方への情報共有は閲覧等によりお願いします。</p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>8 防災行政無線による放送及び子局の個別放送の方法について</p>	<p>防災行政無線による放送内容については、災害情報、環境情報、行政の普及啓発に関するもの、人命に係わるものなどの市民に影響の大きい事案や緊急にお知らせすべきことを原則としています。</p> <p>重大性、緊急性及び広域性の低い内容については、極力放送を行わない方針ですので、ご理解くださるようお願いいたします。</p> <p>防災行政無線の鍵については、令和3年度の市政協力員会議の際に全自治会長様へ配布しておりますので、現在お持ちでない方は、前任者へ確認していただきますようお願いいたします。</p> <p>万が一、鍵を紛失等した場合は、防災安全課までご連絡ください。</p> <p>なお、区等自治会において防災行政無線の放送を実施する場合の操作方法については、防災行政無線子局内にマニュアルを入れてありますのでご参照ください。</p> <p>※ 防災行政無線が聞き取れない場合の確認方法 聞き取れない場合や、もう一度内容を確認したい場合については次の方法をご利用ください。</p> <p>(1) 防災行政無線テレホンサービス ボウサイ ツウホウ ☎0120-031-240（通話料無料）</p> <p>(2) 袖ヶ浦市生活安全メールの配信 あらかじめメールアドレスを登録していただいた携帯電話やパソコンに、防災、火災、防犯、環境などの市が配信する重要情報をメールでお届けします。 配信登録は、次の2次元コード又はアドレスへ空メールを送信してください。</p> <p>■登録用メールアドレス login@sodegaura-city.mailio.jp</p> <p style="text-align: right;">2次元コード </p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>9 防災行政無線戸別受信機の貸与について</p>	<p>区等自治会長、分区長、地区代表の皆様には、室内でも防災行政無線放送を聞くことができる戸別受信機を配布し、後任者への引継ぎをお願いしています。</p> <p>区等自治会長を交代される場合は、次の方への引継ぎをお願いします。</p> <p>また、まだ受け取られていない区等自治会におかれましては、前任者へのご確認をお願いします。</p> <p>ご不明な場合は、防災安全課危機管理班にご相談くださるようお願いいたします。</p> <p>■新しい戸別受信機の外観</p> 

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（危機管理班）

連絡先：62-2119

件名	説明
<p>10 袖ヶ浦市自衛隊協力会について</p>	<p>1 自衛隊と袖ヶ浦市民の相互理解と親睦を図り、自衛隊の健全な発展に寄与することを目的としています。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 自衛官募集に協力し、隊員志願者を推薦すること。</p> <p>(2) 懇談、見学等を実施し、防衛に関する認識を高揚すること。</p> <p>(3) 自衛隊の行事に参加、協力すること。</p> <p>(4) 自衛隊員 w の激励及び福祉に関すること。</p> <p>(5) 会員相互の親睦を図ること。</p> <p>(6) その他本会の目的達成に必要な事項を行う。</p> <p>2 袖ヶ浦市自衛隊協力会規約第10条の規定により、自治連絡協議会の会員の方に代議員をお願いしています。</p> <p>3 令和7年度袖ヶ浦市自衛隊協力会総会開催（出席依頼） 令和7年5月16日（金）に、陸上自衛隊木更津駐屯地において開催します。 ※出欠の確認も含め、詳細は別途ご案内します。</p>

FAX 62-5916 (防災安全課 危機管理班)

災害報告書 (災害名 _____)

年 月 日

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

_____ 区 (自治会) 氏名:

_____ 連絡先 (TEL):

番号	日時	発生場所	〇印をつけてください			被害の状況	応急対策の要否	備考
			災害の種類	被災の区別	人的・物的被害			
			水害 土砂災害 その他	民有地 公有地	人的被害 物的被害	要 否		
			水害 土砂災害 その他	民有地 公有地	人的被害 物的被害	要 否		
			水害 土砂災害 その他	民有地 公有地	人的被害 物的被害	要 否		

* 必要に応じてコピーして使用してください。

* FAXの場合確認のTELを62-2119防災安全課へお願いします。

FAX 62-5916 (防災安全課 危機管理班)

災害報告書 (災害名 台風〇〇号)

記載例

袖ヶ浦市長 粕谷 智浩 様

〇〇 区 (自治会)

連絡先 (TEL)

番号	日時	発生場所	災害の種類	被災の区別	人的・物的	〇印をつけてください	被害の状況	応急対策の要否	備考
1	7/19 10:00 現在	〇〇橋付近	水害 土砂災害 その他	被災の区別	民的・物的	民有地 公有地 人的被害 物的被害	〇〇川の氾濫により住家の浸水被害4件 床上浸水 1件 (〇〇番地〇〇宅) 床下浸水 3件 (〇〇番地〇〇宅・〇〇番地〇〇宅)	要 <input checked="" type="radio"/> 否	現在は解消している。
2	7/19 10:10 現在	〇〇商店付近	水害 土砂災害 その他	被災の区別	民的・物的	民有地 公有地 人的被害 物的被害	〇〇商店の看板が強風により飛ばされ〇〇宅の女性1名負傷。 住所 〇〇〇番地	要 <input checked="" type="radio"/> 否	消防救急隊により病院へ搬送。
3	7/19 10:00 現在	〇〇店前道路	水害 土砂災害 その他	被災の区別	民的・物的	民有地 公有地 人的被害 物的被害	道路上斜面の土砂が長さ〇〇m程度崩れ、土砂が堆積し道路が通行止めとなっている。	要 <input checked="" type="radio"/> 否	〇〇区から主要道路に出るまで、道路がこの通りしかなく迂回路がない。早急な対応をお願いしたい。

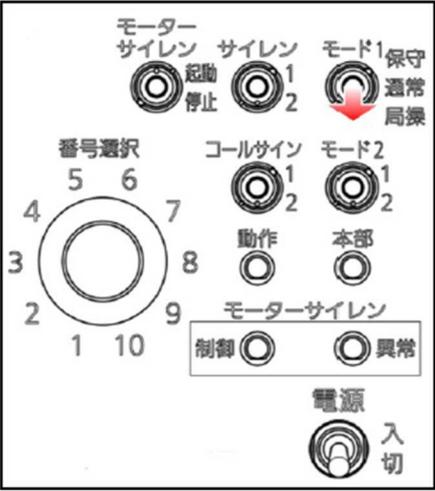
* 必要に応じてコピーして使用してください。

* FAXの場合確認のTELを62-2119防災安全課へお願いします。

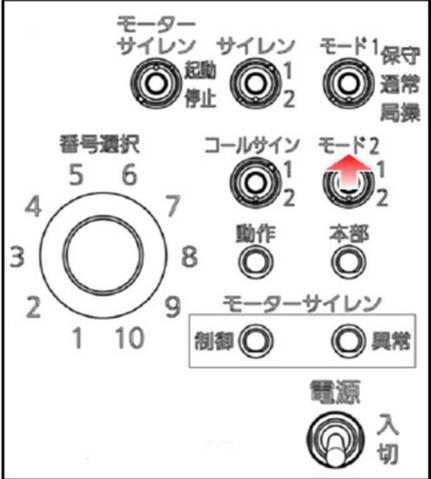
防災行政無線の放送の仕方(イメージ)

※実際に操作する場合は、防災行政無線子局の操作盤の中に入っているマニュアルを参照しながら操作してください。

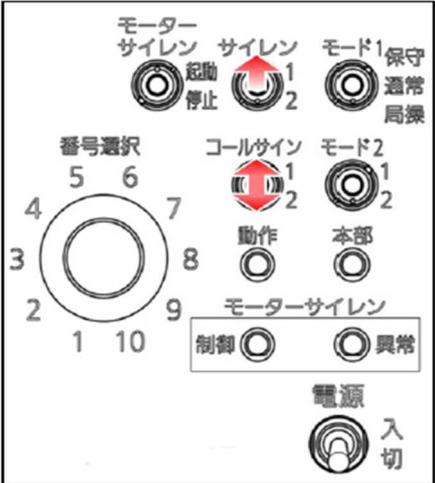
1. 「モード1」スイッチを「局操」側に倒す



2. 「モード2」スイッチを「1」側に倒す



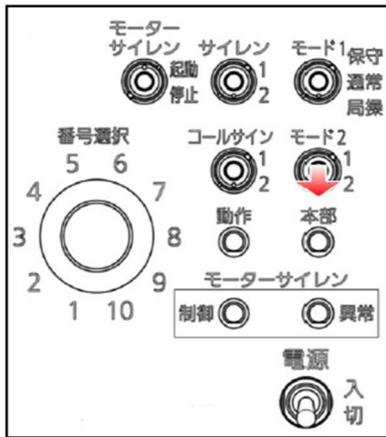
3. コールサイン(チャイム音)を流す場合、「コールサイン」スイッチを1又は2に入れると上りのチャイム音が流れます。
この時、付属のマイクのボタンを押しながら話すと、外部に拡声することができます。



※コールサイン(チャイム音)を鳴らさない場合本操作は不要です。

※緊急時は「サイレン」スイッチを1に入れている間、サイレン音を流すことができます。

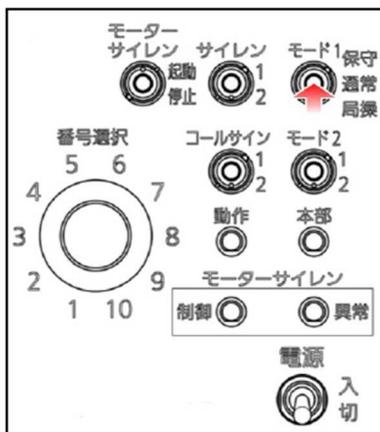
4. 「モード2」スイッチを「2」に戻す



※上りコールサイン(チャイム音)を鳴らした場合、ここで下りコールサイン(チャイム音)が鳴ります。

局操モードを終了します。

5. 「モード1」スイッチを「通常」側に倒す



通常モードに戻ります。

★★注意事項★★

- (1) 個別放送を実施するとき使用するの、上記説明のスイッチと放送用マイクだけです。
それ以外の部分には触れないよう注意してください(電源は切らないでください。)
- (2) 放送できる時間は、午前7時から午後9時までを原則として、それ以外の時間については災害情報などの緊急情報に限って放送してください。
- (3) 放送時は、最初に「〇〇自治会(区)からお知らせします。」と発信者がわかるように放送してください。
- (4) 雷が発生した後は、漏電ブレーカーが動作することがあります。お昼のチャイムなど、放送が流れなくなったら、防災安全課危機管理班(62-2119)にご連絡ください。

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（交通防犯班）

連絡先：62-3106

件名	説明
1 1 交通災害共済の加入について	<p>交通災害共済は、千葉県市町村総合事務組合規約に基づき、県内41市町村で共同運営し、会員である住民が会費を出し合い、交通事故による被災者に見舞金を支給する制度です。</p> <p>加入期間は、9月1日から翌年8月31日までとなっており、7月にパンフレットを送付します。</p> <p>詳細は、7月の回覧文書で資料を送付しますので、ご確認ください。</p> <p>加入希望者がいましたら、市役所又は行政センターの窓口にて、各自で加入手続をするようご案内してください。</p>
1 2 自主防犯組織の結成について	<p>自主防犯組織とは、「自分たちの地域は自分たちで守る」という自覚と連帯感に基づき自主的に結成される組織で、令和7年4月1日現在、42組織が活動しています。</p> <p>地域内の防犯パトロールが主な活動になりますが、「パトロールをしなければいけない」などと難しく考えず、ウォーキングや犬の散歩をしながらなどの「ながらパトロール」でも防犯対策としては十分効果的です。</p> <p>また、危険な場所などの情報を地域住民内で事前に共有することで、犯罪に強い地域づくりに繋がることから、未結成の区等自治会については、積極的な結成をお願いします。</p> <p>○結成にあたって</p> <p>組織規約の制定等を行う必要があります。規約例などの参考資料も用意してありますので、ご相談ください。</p> <p>また、結成した組織には、防犯ベストや腕章等の防犯装備品の貸与や、防犯パトロール中に発生した事故等に対して、袖ヶ浦市総合災害補償要綱に基づき、通院日数等に応じて給付金が支給される制度があり、事前申請をすることでこれらを活用することが可能です。</p>

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（交通防犯班）

連絡先：62-3106

件名	説明
<p>13 防犯灯の修繕等について</p>	<p>防犯灯が故障した場合は、防犯灯管理プレートに記載されている防犯灯の管理番号をご確認のうえ、24時間365日対応のコールセンター【0120-101-664】にお問い合わせください（修繕費は市が負担いたします。）。</p> <p>【防犯灯管理プレート】</p>  <p>○防犯灯の設置要望について 防犯灯の設置を要望する場合は、「防犯灯設置要望書」を、区等自治会の長が提出してください。また、設置要望場所が私有地の場合は、「防犯灯設置承諾書」の添付が必要となります。提出された要望については、現地調査を実施のうえ、設置基準に基づき、防犯灯設置の可否を書面にて回答します。 なお、防犯灯の設置要望の受付期間は、4月から12月末までとなります。</p> <p>【電子申請用2次元コード】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防犯灯設置要望書 ・防犯灯設置承諾書  

市からの連絡事項

総務部 防災安全課（交通防犯班）

連絡先：62-3106

件名	説明
	<p>【袖ヶ浦市防犯灯設置申請等取扱要綱（抜粋）】</p> <p>（設置基準）</p> <p>第4条 防犯灯は、次に掲げる基準に該当し、かつ、原則として行き止まり道路ではない箇所に設置するものとする。</p> <p>（1） 宅地開発区域内及び住宅密集地域 道路の交差部を基点として、電柱1本置き</p> <p>（2） 前号以外の地域 地域の実情に応じ、歩行者が夜間の通行において見通しのできない箇所</p> <p>（3） 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた箇所</p> <p>（設置方法）</p> <p>第5条 設置は、東京電力パワーグリッド株式会社又は東日本電信電話株式会社の所有する電柱に共架するものとする。</p> <p>2 前項の方法により設置できない箇所については、鋼管柱又はこれに準ずる物を使用し設置する。</p> <p>○防犯灯周辺の樹木などについて</p> <p>私有地内の樹木などが、防犯灯を覆っている場合は、市で伐採等ができませんので、所有者が伐採・処分を行ってください。</p>

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

区・自治会等名
住 所
代 表 者 氏 名
電 話 番 号

防 犯 灯 設 置 要 望 書
このことについて、下記のとおり防犯灯の設置を要望します。
記

1 設置要望数 基

2 設置要望箇所

No.	地 番	電柱番号	備 考
1			
2			
3			

3 設置要望理由

4 設置要望箇所の略図
(設置要望箇所の図面添付)

様式第2号(第3条関係)

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

地 権 者
住 所
氏 名
電話番号



防 犯 灯 設 置 承 諾 書

このことについて、下記のとおり防犯灯の設置を承諾します。

記

防犯灯設置場所として承諾する土地の所在・地番

袖ヶ浦市

市からの連絡事項

市民子育て部 子育て支援課

ファミリーサポートセンター 連絡先：64-3115

こども家庭センター 連絡先：62-3220

件名	説明
<p>1 ファミリーサポートセンター提供会員の募集について</p>	<p>ファミリーサポートセンターとは、安心してゆとりある子育てができる環境づくりをめざして、子育ての手助けを行いたい方（提供会員）と子育ての手助けを受けたい方（利用会員）が会員となって、地域で子育てを支援し合う有償の相互援助活動です。</p> <p>現在、ファミリーサポートセンターでは、提供会員の募集を推進していますので、市政協力員の皆様におかれましては、別途配布する回覧用チラシの活用等により、地域内での周知や提供会員登録へのご案内をいただきたく、ご協力をお願いいたします。</p> <p>【連絡先】 ファミリーサポートセンター ☎64-3115 （所在地：袖ヶ浦市神納1136-3 そでがうらこども館内）</p> <p>【開設時間】 月曜日～土曜日午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）</p>
<p>2 こども家庭センターについて</p>	<p>核家族化や経済的格差、地域社会の変容などを背景に、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化しています。</p> <p>「こども家庭センター」では、保健師や助産師、社会福祉士等の母子保健と児童福祉に関わる専門スタッフが一体的となってお子さまと家庭に寄り添いきめ細やかな支援を一層推進し、安心して子育てができる環境づくりや児童虐待の予防に努めております。</p> <p>妊娠、出産、育児等でわからないことや不安などがありましたら、悩まずお気軽にご相談いただきたくと考えておりますので、市政協力員の皆様におかれましては、別途配布する回覧用リーフレットの活用等により、地域内での周知にご協力をお願いいたします。</p> <p>また、センターでは、児童虐待の通報も受け付けますので、地域内において心配と思われるご家庭等ございましたら、ご一報いただきたく、併せてお願いいたします。</p> <p>【連絡先】 こども家庭センター 62-3220（直通） ※夜間、休日等の閉庁時間中は、守衛又は日直に繋がります。</p>

市からの連絡事項

福祉部 地域福祉課（地域福祉班）

連絡先：62-3157

件名	説明
1 日赤活動資金募集について	<p>日本赤十字社では、5月・6月を「赤十字運動月間」として、全国的に赤十字会員の増強と赤十字活動の紹介に努めております。</p> <p>本年度は、5月1日～6月30日を活動資金（社資）募集期間とし、「赤十字会員増強運動」を展開いたします。</p> <p>活動資金（社資）募集につきまして、自治会等の長の皆様のご協力をお願いいたします。</p>
2 民生委員・児童委員の一斉改選について	<p>民生委員・児童委員は、厚生労働大臣より委嘱され、地域において福祉の相談・支援を行っています。</p> <p>現在の委員は、令和7年11月30日をもって任期満了となり、これに伴い一斉改選が行われますので、下記のとおり候補者の選出についてご協力をお願いいたします。</p> <p>選出に係る必要書類は、本日配付いたしました回覧文書に同封しておりますので、ご確認の上、ご提出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>◎一斉改選に向けたスケジュール</p> <p>6月17日 市への選出報告期限</p> <p>7月中旬頃 民生委員推せん会実施後、県に候補者を推薦</p> <p>12月1日 民生委員・児童委員 委嘱状交付</p> <p>◎ 任期</p> <p>令和7年12月1日から令和10年11月30日まで（3年間）</p> <p>◎ その他</p> <p>民生委員・児童委員候補者の要件、活動内容などにつきましては、回覧文書に同封しました資料をご参照ください。</p> <p>本件は、令和7年2月12日付けの市政協力員宛ての文書にて事前の依頼をさせていただいたところですが、これをもちまして、正式な依頼とさせていただきます。</p>

市からの連絡事項

福祉部 高齢者支援課（地域包括支援班）

連絡先：62-3225

件名	説明
<p>3 地域包括支援センターの増設について</p>	<p>高齢の方が、住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、令和5年度に開設した長浦地区と平川地区に続き、令和7年7月1日（火）に昭和・根形地区に民間委託による地域包括支援センターを増設します。</p> <p>【増設する地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦市昭和・根形地区地域包括支援センター 神納4181-28（特別養護老人ホーム袖ヶ浦菜の花苑敷地内） <p>【既存の地域包括支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・袖ヶ浦市地域包括支援センター 坂戸市場1-1（袖ヶ浦市役所北庁舎1階高齢者支援課内） ・袖ヶ浦市長浦地区地域包括支援センター 蔵波台7-24-2 ・袖ヶ浦市平川地区地域包括支援センター 野里1452-4（袖ヶ浦瑞穂特別養護老人ホーム内） <p>※詳細は資料56項を参照してください。</p>
<p>4 袖ヶ浦いきいき百歳体操について</p>	<p>健康寿命の延伸と介護予防に加えて、地域の中で生きがいや役割を持って過ごせる居場所や出番づくりを支援していくため、「袖ヶ浦いきいき百歳体操」を普及しております。</p> <p>内容といたしましては、公会堂等の歩いて通える場所においておこなう、安全で、かつ手軽な筋力体操であり、週に1回、1時間程度の体操をおこないます。その際、市の保健師や市で養成した介護予防サポーターにより、3か月間、技術支援をおこない、その後、住民主体の活動として継続していきます。</p> <p>団体が立ち上がってから10年がたち、令和7年2月末現在、65団体まで増え、多くの方に体操を実施していただいております。</p> <p>新たに体操のグループを立ち上げたい、という方については、詳しい説明会を実施いたしますので、ご連絡をお願いします。また、既に、活動しているグループに入りたい、という方についても同様に、ご連絡いただきたいと思います。</p> <p>また、公会堂等の使用についてご相談があった際には、ご検討いただきたくお願いいたします。</p> <p>※詳細は資料57項を参照してください。</p>

市からの連絡事項

福祉部 高齢者支援課（高齢者福祉班）

連絡先：62-3219

件名	説明
<p>5 高齢者見守りネットワークの協力及び周知ステッカーの配布について</p>	<p>「そでがうら高齢者見守りネットワーク」では、協力事業者、関係団体そして地域の皆様の協力を得ながら高齢者の見守りを行っております。</p> <p>このネットワークは、「地域でのさりげない見守り」をコンセプトに、日常生活・業務等の中で、新聞が何日もたまっている、突然何日も姿を見かけなくなった、虐待を連想させる傷やあざなどを見つけた、などの高齢者及び高齢者宅に、通常生活との違いを感じたら市へ連絡をいただき、市が高齢者宅に訪問し状況確認のうえ対処いたします。</p> <p>現在、本ネットワークは、52事業者及び19関係機関・団体にご協力いただき、令和6年度は2件（2月末現在）の安否確認等の対応をいたしました。今後も引き続き、ご協力をお願いします。</p> <p>また、本ネットワークの周知ステッカーを市政協力員の方へ配布いたします。</p> <p>詳細は資料59項を参照してください。</p>

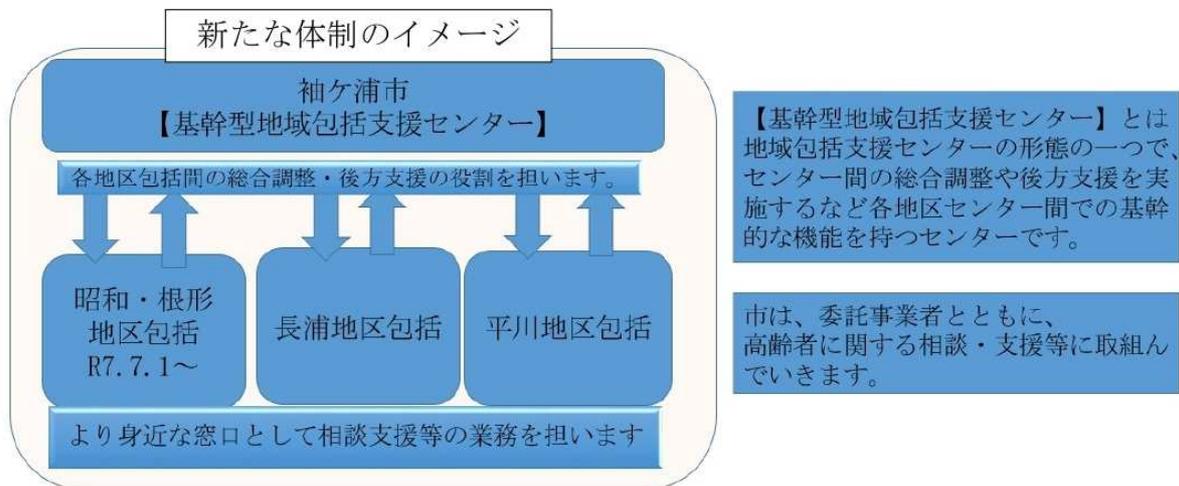
地域包括支援センターを増設します！！

地域包括支援センターとは・・・

- ・介護、医療、福祉などの関係機関と協力して、地域の高齢者の健康、生活、権利などを守るための機関です。
- ・保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員（主任ケアマネ）の3種の専門職を配置し相談等に対応します。
- ・地域に住むみなさんのさまざまな相談や悩みを聞いたり、地域で活躍するケアマネジャーを助けたりしながら、安心できる地域、暮らしやすい地域を作ります。

体制強化について～新たな体制～

- ・高齢者に対するより充実した支援の実現を図るため、令和5年度に開設した長浦地区と平川地区に続き、令和7年7月1日（火）に昭和・根形地区に民間委託による地域包括支援センターを増設し、より充実した支援の実現を図ります。



昭和・根形地区地域包括支援センター令和7年7月1日（火）開設予定
神納4181-28（特別養護老人ホーム袖ヶ浦菜の花苑敷地内）

【問い合わせ先】

高齢者支援課地域包括支援班（地域包括支援センター）0438-62-3225

あなたもはじめてみませんか？

袖ヶ浦いきいき百歳体操

年齢を理由に体力づくりをあきらめていませんか？
年齢に関係なく、筋力を向上することができます。
いきいきと過ごすために、仲間と一緒に始めましょう。



安全で、手軽で、効果大の体操・・・主役は住民の皆様です！

- グループで取り組み、週1回、1時間程度の運動を継続します。
- なじみのある歌に合わせて、ゆっくりした速さで運動します。
- 専用のおもり(重錘ベルト)を腕や足に装着して行います。
- おもりは、個人の筋力に合わせて微調整ができます。



はじめるには・・・？



【仲間と団体を立ち上げたい場合】

- 出張講座(親しい方やご近所同士など5名以上で)や体験説明会に申し込む。
- 始めるにあたり、会場とイスをご用意ください(会場が見つからない場合ご相談ください)。
- 最初の4回(1か月間)は保健師が応援支援します。希望により介護予防サポーターが支援します。
- その後、メンバー同士で体操を継続します。
- 器具の購入などに関して補助金の制度があります。詳しくは高齢者支援課にお問合わせください。

【個人ではじめたい場合】

- 既存の団体に入会していただきます。
- まずはお住まいの近くで活動されている団体さんの見学に行ってみましょう。
- 各地区の地域包括支援センターにご相談ください。

☆お申込み・お問合せ☆

袖ヶ浦市地域包括支援センター 0438-62-3225
長浦地区地域包括支援センター 0438-53-8671
平川地区地域包括支援センター 0438-40-5994

気軽にお問合せ
ください！

体操に取り組んでいる方からは・・・？



「立ち上がりが楽になり、動くことが億劫に感じなくなった。」
 「杖を使わずに歩けるようになった。」
 「1人ではできないけれど、みんなと一緒にだと続けられる。」

などの声が聞かれています！

百歳体操はこれらの会場で行われています！



令和7年2月現在

【担当:袖ヶ浦市地域包括支援センター(62-3225)】

昭和地区	根形地区
市民会館	牛久公会堂
神納コミュニティセンター	のぞみ野自治会館
高須新田集会所	大曾根公民館
高須会館	飯富自治会館
福王台自治会館	下新田区自治会館
神納公民館	三ツ作自治会館
奈良輪会館	勝農村協同館
中辻臺会館	老人福祉会館
ウエルシア奈良輪店	
坂戸さくら会館	



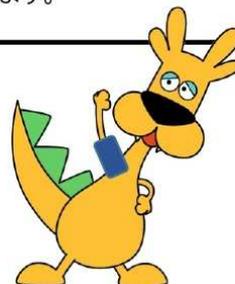
【担当:長浦地区地域包括支援センター(53-8671)】

長浦地区		
長浦交流センター	蔵波台自治会館	袖ヶ浦ふれあい
浜宿団地自治会館	上蔵波台自治会館	久保田会館
長浦駅前自治会館	代宿公民館	
今井青年館	蔵波県営住宅内集会所	

【担当:平川地区地域包括支援センター(40-5994)】

中川・富岡地区	平岡地区
上宿公会堂	鹿島公民館
百目木公民館	平岡交流センター
平川交流センター	永地公民館
山中公会堂	花房平自治会館
成蔵公民館	もみの木台自治会館
三谷青年館	野里会館
小路青年館	下泉公民館
元豊島薬局店舗内	川原井青年館
打越青年館	滝ヶ沢自治会館
大竹区集会場	
滝の口個人宅	

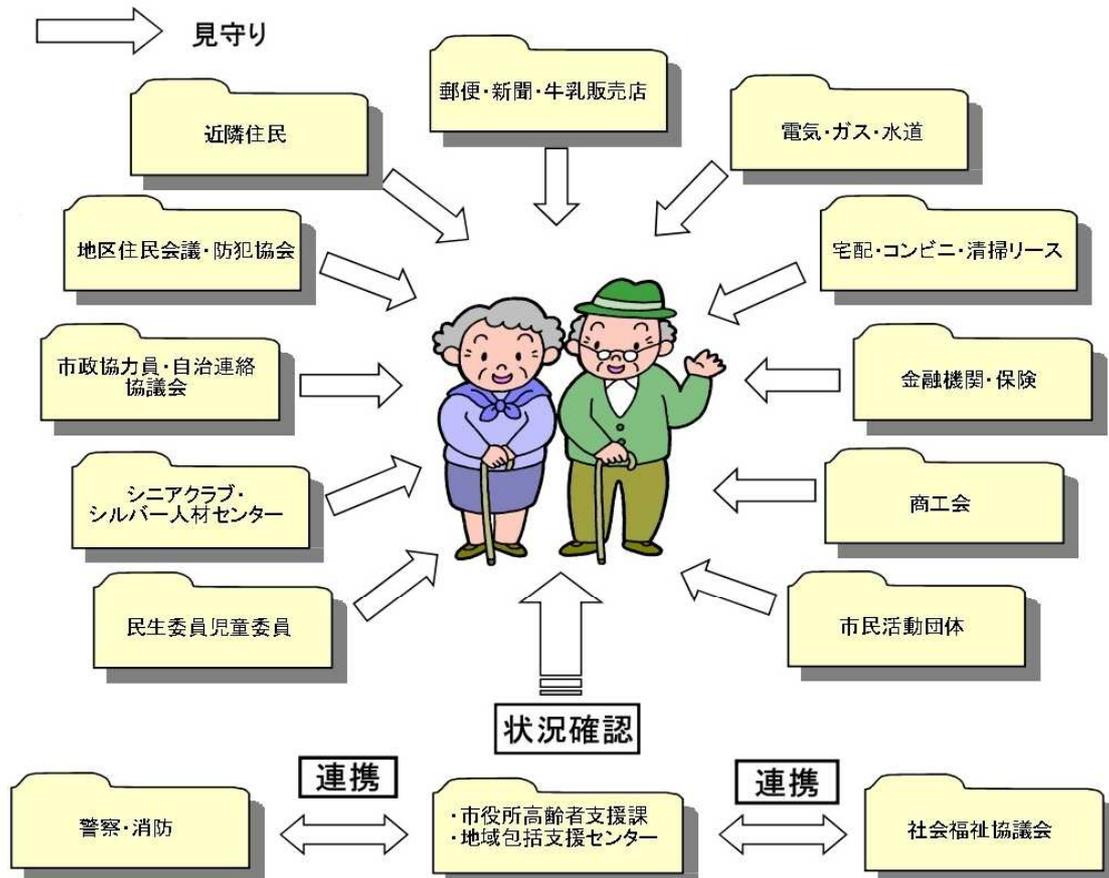
※団体の創設順に紹介しています。
 ※ひとつの会場で団体数が重複している場合があります。
 ※時期により活動を休止している場合もあります。



＝そでがうら高齢者見守りネットワーク＝

★地域でさりげない見守り★

「そでがうら高齢者見守りネット」は、高齢者の皆さんが住み慣れたまちで安心して暮らし続けられるよう、地域の皆様、協力事業所などが日常生活・業務等において、高齢者の異変に気づいたときに市役所へご連絡いただき、市役所で状況確認を行うことで地域の高齢者をさりげなく見守っていくものです。



◆どんな時に連絡するの・・・？

状況例として、

- ①新聞や郵便がたまっているとき
- ②昼間でも雨戸が閉まったままの状態が続くとき
- ③暗くなっても室内電灯がつかない日が続くとき
- ④ここ数日、姿を見かけないとき
- ⑤不自然な服装で歩いていたり、徘徊しているのではないかと思うとき
- ⑥転んだりしていないのに、あざや傷が多いとき

などです。

◆どこに連絡するの・・・？

- ①「0438-62-3219」(袖ヶ浦市役所高齢者支援課)
に電話連絡をお願いします。
- ②「高齢者見守りネットワークの連絡」とお伝えください。

そでがうら高齢者見守りネットワーク見守り協力事業者等一覧

令和7年2月7日～

No.	業種	事業者等名称	No.	業種	事業者等名称
1	警察	木更津警察署	31	* コンビニ	株式会社セブン-イレブン・ジャパン
2	福祉団体	社会福祉法人 袖ヶ浦市社会福祉協議会	32	* 保険	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
3	* 郵便	日本郵便株式会社 袖ヶ浦郵便局	33	* 清掃リース	有限会社リビング袖ヶ浦
4	* 郵便	袖ヶ浦蔵波郵便局	34	* 医薬品卸	アルフレッサ株式会社 木更津支店
5	* 郵便	袖ヶ浦さつき台郵便局	35	* 金融機関	株式会社千葉銀行 袖ヶ浦支店
6	* 郵便	袖ヶ浦のぞみ野郵便局	36	* 金融機関	株式会社千葉興業銀行 袖ヶ浦支店
7	* 郵便	長浦郵便局	37	* 金融機関	株式会社京葉銀行 長浦支店
8	* 郵便	平岡郵便局	38	* 金融機関	千葉信用金庫 袖ヶ浦支店
9	* 郵便	平川郵便局	39	* 金融機関	君津信用組合 袖ヶ浦支店
10	* 電気	東京電力パワーグリッド株式会社 木更津支社	40	* 金融機関	君津信用組合 平川支店
11	* ガス	東京ガスライフバル千葉株式会社	41	* 金融機関	君津市農業協同組合
12	* ガス	有限会社在原ガス店	42	消防	袖ヶ浦市消防本部
13	* ガス	篠原商店	43	水道	かずさ水道広域連合企業団
14	* ガス	有限会社松崎プロパン	44	関係団体	袖ヶ浦市民生委員児童委員協議会
15	* ガス	有限会社袖ヶ浦ガス	45	関係団体	袖ヶ浦市自治連絡協議会
16	* 商工会	袖ヶ浦市商工会	46	関係団体	公益社団法人袖ヶ浦市シルバー人材センター
17	* 水道	ヴェオリア・ジェネッツ株式会社 関東支店	47	関係団体	袖ヶ浦市シニアクラブ連合会
18	* 新聞販売	関東新聞販売株式会社	48	関係団体	袖ヶ浦市防犯協会
19	* 新聞販売	東京新聞袖ヶ浦専売店	49	地区住民会議	坂戸の森みどりの会
20	* 牛乳販売	フルヤ牛乳袖ヶ浦販売所	50	地区住民会議	中富ふれあいの会
21	* 牛乳販売	有限会社サンイチ商事(明治今井宅配センター)	51	地区住民会議	ながうら青空の会
22	* 宅配	西濃運輸株式会社 木更津支店	52	地区住民会議	根っ子の会
23	* 宅配	ヤマト運輸株式会社 袖ヶ浦営業所	53	地区住民会議	名幸ヶ丘の会
24	* 宅配	佐川急便株式会社 木更津営業所	54	市民活動団体	在宅福祉サービス袖ヶ浦ふれあい
25	* 宅配	千葉県ヤクルト販売株式会社 房総支社	55	市民活動団体	ボランティアグループ「つばさ」
26	* 宅配	生活協同組合コープみらい	56	市民活動団体	NPO法人たけのこ
27	* 宅配	生活クラブ生活協同組合	57	市民活動団体	さわやかネット蔵波台
28	* 宅配	生活協同組合パルシステム千葉	58	市民活動団体	NPO法人袖ヶ浦げんきかーい
29	* 宅配	宅配クック ワン・ツウ・スリー 木更津君津店	59	* 商工会	有限会社イトーメディカルケア
30	* 宅配	ワタミ株式会社 千葉木更津営業所	60	* 商工会	デイサービスホームルーム 株式会社ケアホームイトー

注1: * 印は覚書締結事業者

No.	業種	事業者等名称	No.	業種	事業者等名称
61	* 商工会	ストレッチ鍼灸イトー整骨院 有限会社イトーメディカルケア	66	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 木更津南営業所
62	* 商工会	イトー鍼灸接骨院 有限会社イトーメディカルケア	67	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 姉ヶ崎営業所
63	* 商工会	ツチヤ整体	68	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 市原中央営業部
64	* 保険	第一生命保険株式会社 千葉総合支社 袖ヶ浦営業オフィス	69	* 宅配	株式会社 千葉薬品
65	* 保険	明治安田生命保険相互会社 千葉南支社 木更津営業所	70	* 宅配	けんたくん かずさ木更津店

注1: * 印は覚書締結事業者

52事業者(公表希望しない1事業者含む)
19関係機関・団体

市からの連絡事項

環境経済部 環境管理課（環境管理班・生活環境班）

緑の募金：連絡先：62-3404

一斉清掃・地域猫活動団体等補助金：連絡先：62-3413

件名	説明
1 令和7年度 緑の募金について	<p>毎年春に行われている「緑の募金」については、市政協力員の皆様にお願ひし、各分区ごとに募金を集めていただいております。つきましては、緑の募金の依頼文書、回覧文書、配布用の羽根を配布いたしますので、募金活動にご協力をお願いします。</p> <p>1 募金運動期間 令和7年5月31日（土）まで 2 募金の目安額 1世帯あたり50円程度 3 募金の納入先 袖ヶ浦市役所 環境管理課 長浦交流センター（長浦行政センター） 平川交流センター（平川行政センター） 市民会館（昭和交流センター） 根形交流センター（根形公民館） 平岡交流センター（平岡公民館）</p>
2 令和7年度 市内一斉清掃について	<p>年2回、市民参加により住宅地周辺、公園及び路上等に散乱しているごみを回収し、清掃活動を通じて環境美化の推進を図りますので、ご協力をお願いします。</p> <p>※ 粗大ごみは受け入れできませんので、ご注意ください。</p> <p>・第1回 令和7年5月25日（日） 午前8時～正午まで （※ 順延の場合は6月1日（日））</p> <p>・第2回 令和7年11月9日（日） 午前8時～正午まで （※ 順延の場合は11月16日（日））</p> <p>1 一斉清掃時報償金は、行政協力交付金と同じ口座に振り込みます。（地区代表は地区ごとに振り込みます。昨年と口座名義を変更している場合は、変更届をご提出ください。）</p> <p>2 側溝等の清掃を実施する場合、土のう袋は市役所環境管理課窓口にて配布いたします。また、配布の際に、土のう袋の収集場所を確認させていただきます。</p> <p>3 一斉清掃（ごみの回収、側溝等の清掃）において怪我などをした場合には、市総合災害補償要綱に基づき補償します。 一斉清掃以外に草刈り・樹木の剪定等を行う場合の補償は、別途「社会奉仕活動承認申請書」（資料35頁）を総務課に提出する必要があります。</p>

市からの連絡事項

環境経済部 環境管理課（環境管理班・生活環境班）

緑の募金：連絡先：62-3404

一斉清掃・地域猫活動団体等補助金：連絡先：62-3413

件名	説明
3 袖ヶ浦市地域猫活動団体等補助金について	<p>飼い主のいない猫の繁殖を防ぎ、地域における猫に起因する問題（ふん尿、鳴き声等）の減少を図るため、地域猫活動を行う団体等に対して、地域猫の不妊・去勢手術費用の一部を補助します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助金の額：1頭あたり1万円 <p>地域猫活動は、地域住民の合意のもと、その地域にお住まいの住民が主体となって、不妊・去勢手術や一定のルールに基づいた餌やり、トイレの管理などを行うことにより、猫による生活環境被害を軽減しつつ、猫に一代限りの生を全うさせ、数年かけて地域から野良猫を減らしていく環境美化のための取組です。</p>

市からの連絡事項

環境経済部 廃棄物対策課（一般廃棄物班）

連絡先：63-1881

件名	説明
<p>4 ごみステーションの新規設置・移設について</p>	<p>自治会等でごみステーションの新規設置又は移設を検討されている場合は、以下の点に留意して、事前協議のうえ、資料11頁の届出書を設置の予定する日の14日前までに廃棄物対策課（袖ヶ浦クリーンセンター内）へ提出してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ごみステーションは15世帯ごとに1箇所を標準とします。 2 設置予定場所の土地の使用については、必ず土地所有者の承認を得てください。 なお、市道やその側溝等、市の所有地に設置する場合は市の許可を得てください。 3 次の場所には設置できません <ol style="list-style-type: none"> (1) 国道や県道等、主要道路上、又はその沿線 (2) 収集車の通り抜けができない場所 (3) 交差点付近 4 不法投棄・不適正排出防止のため、人目に付く場所への設置を心掛けてください。
<p>5 ごみステーションの維持管理について（看板及びネットの配布）</p>	<p>ごみステーションの維持管理については、区や自治会等をお願いしているところですが、経年劣化の激しいごみステーション用看板については、新しい看板を支給しています。 看板の更新が必要な場合は、クリーンセンターでお渡ししますので来所前にお問い合わせください。 なお、市ではごみステーションで使用する鳥獣防護用ネットを支給しております。 必要な場合は随時受け付けておりますが、寸法や枚数を確認するため、事前に電話連絡をお願いします。</p> <p>【鳥獣防護用ネット寸法】 幅2m × 長さ3m（長さは協議により変更可能） ※ 寸法は予告なしに変更される場合があります。 【引渡場所】 袖ヶ浦市長浦580番地5</p>

市からの連絡事項

環境経済部 廃棄物対策課（一般廃棄物班）

連絡先：63-1881

件名	説明
<p>6 資源回収自治会事業について</p>	<p>ごみステーションとは別に、資源回収場所を新しく設けて、回収用コンテナ等を設置し、資源物（ガラスびん、空き缶類、PETボトル、古布類、古紙）を集める事業です。この事業は、資源の効率的な再資源化、資源化・減量化に対する市民意識の向上を目的としています。</p> <p>○事業のメリット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資源物の回収量に応じて1kgあたり4円の助成金を交付 ・袋を使わずに資源物を出すことができる <p>○活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回の資源物回収場所で資源物の分別 ・資源回収場所の維持管理 <p>○手続き等のスケジュール</p> <ul style="list-style-type: none"> ・10月頃 資源回収活動推進助成金上半期分の申請 ・2月頃 廃棄物減量等推進員の推薦 ・3月頃 資源回収活動推進助成金下半期分の申請 <p>※新しく参加を希望する場合は、上記連絡先にお問合せください。 なお、資源回収自治会事業に関する様式は、15頁をご参照ください。</p>
<p>7 廃棄物減量等推進員の推薦について</p>	<p>資源回収自治会事業に参加している自治会から毎年度1名の推薦（2月頃）をお願いしております。現在の廃棄物減量等推進員の任期は令和8年3月31日までとなっております。</p> <p>○活動内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週1回の資源回収活動の管理等 ・5月頃 廃棄物減量等推進員説明会の出席 ・3月頃 活動報告書の作成 <p>なお、廃棄物減量等推進員の活動内容については、66頁「袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員制度について」をご参照ください。</p>

袖ヶ浦市廃棄物減量等推進員制度について

1 廃棄物減量等推進員

「廃棄物減量等推進員」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の法令に基づき市長の委嘱を受け、資源回収自治会事業を主とした、市の行うごみの資源化・減量化施策の「地域のリーダー」「行政と市民との橋渡し」を担う重要な役職と位置づけております。

資源回収自治会事業など、ごみの資源化・減量化については、自治会等を核とした地域コミュニティとの「協働」によって成り立っておりますので、自治会等の長とともに地域のリーダーとして活動していただくこととなります。

2 活動内容

(1) 資源回収自治会事業のリーダーとなり、資源の分別指導や回収場所の管理等を行います。

ただし、実際の片付け等の作業や不適物の処理などの責任を、推進員のみが負うということではありません。

回収箇所が多い場合は、箇所ごとに自治会員で役割を分担し、その統括として全体を管理・運営することが好ましいです。

(2) 市の廃棄物減量化・資源化施策の実施にあたり、自治会等の長とともに行政と市民との橋渡し役となり自治会員に周知・啓発を行います。

(3) 廃棄物減量等推進員説明会に出席。(例年5月に市民会館)で開催していますが、説明会の詳細については、別途通知します。)

(4) その他、廃棄物の減量化・資源化に関すること。

3 報酬

推進員は非常勤特別職として委嘱され、毎月報酬が支払われます。

	月額	合計
報酬	3,500円	42,000円
源泉徴収税	107円	1,284円
振込額	3,393円	40,716円
振込予定日	毎月21日頃	

4 推進員の任期

令和7年4月1日から令和8年3月31日までの1年間です。再任も可能です。

5 推進員の腕章について

推進員には「腕章」を支給してあります。

見回り等職務にあたる際は、必ずこの腕章をつけるようにしてください。

なお、推進員が交代する場合は、新しい方に引き継いでください。

市からの連絡事項

環境経済部 商工観光課
連絡先：62-3465

件名	説明
<p>8 「そでがうらまつり～アレワイサノサ～」の開催について</p>	<p>そでがうらまつり実行委員会の主催により、第4回「そでがうらまつり～アレワイサノサ～」を開催します。</p> <p>より多くの方に楽しんでいただける、応援していただけるまつりとするため、区等自治会の皆様のご意見を伺いながら企画運営を進めるとともに、まつりのさらなる周知・PRに取り組んでまいりますので、ご協力をお願いします。</p> <p>○ 実施概要</p> <p>1 イベント名称 そでがうらまつり～アレワイサノサ～</p> <p>2 主催 そでがうらまつり実行委員会</p> <p>3 企画運営チーム そでがうらまつり応援団</p> <p>4 後援（予定） （一社）袖ヶ浦市観光協会、 袖ヶ浦市商工会 等</p> <p>5 開催日 令和7年10月11日（土） 予備日 12日（日）</p> <p>6 会場 袖ヶ浦市役所</p> <p>7 テーマ 市内外を問わず世代を超えた多くの方々が集い楽しめる交流イベントを開催することで、にぎわいあふれる地域づくりを図り、袖ヶ浦に対する愛着心を育みます。</p> <p>8 実施内容 「袖ヶ浦音頭」、氣志團制作の「袖ヶ浦音頭Ⅱ」による踊りを目玉企画としながら、老若男女問わず、様々な方に楽しんでいただけるイベント内容とする予定です（各種出店、ステージ等）。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;"> <p>まつり 特設サイト</p>   </div> <div style="text-align: center;"> <p>応援団 Instagram</p>   </div> <div style="text-align: center;"> <p>応援団 X(旧 Twitter)</p>   </div> </div>

市からの連絡事項

都市建設部 都市整備課（公園・駐車場班）

連絡先：各説明を参照

件名	説明												
<p>1 公園及び緑地の管理協力について</p>	<p>市では、地域住民による清潔で親しみの持てる公園づくりを目指すため、清掃、草取り、低木の刈り込みを行っていただく自治会や公園愛護団体などの皆様に報奨金をお支払いして管理業務のご協力をいただいております。</p> <p>今後も住民参加による公園づくりを更に進めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。</p> <p>1 活動場所 市が管理する都市公園及び緑地</p> <p>2 対象となる団体等 自治会または市民2名以上で構成する任意の団体</p> <p>3 申込方法 公園及び緑地清掃協力申込書（2部）、社会奉仕活動承認申請書（2部）を袖ヶ浦造園協同組合へ郵送、又は都市整備課へ提出してください。 申込書、申請書は、袖ヶ浦造園協同組合に電話していただければ、郵送で受け取ることができます。</p> <p>4 作業項目及び回数、報奨金について</p> <table border="1" data-bbox="513 1173 1291 1384"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>回数</th> <th>金額（1年につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>清掃</td> <td>月1回以上</td> <td>15円/m²</td> </tr> <tr> <td>除草</td> <td>年3回以上</td> <td>15円/m²</td> </tr> <tr> <td>低木刈り込み</td> <td>年1回</td> <td>70円/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>※報奨金は年2回の分割払いで、袖ヶ浦造園協同組合から支払われます。</p> <p>5 保険 公園及び緑地の管理に係る保険については、作業中のケガ等が対象となります（第三者への損害は対象となりません）。 保険に関して、ご不明な点などがありましたら、総務課へお問い合わせください（総務課 ☎：62-2104）。</p> <p>6 問い合わせ 【指定管理者】 袖ヶ浦造園協同組合（増栄産業株式会社内） 住所：袖ヶ浦市久保田2171番地 ☎：64-1008 【市】 都市整備課（公園・駐車場班） ☎：62-3521</p>	作業項目	回数	金額（1年につき）	清掃	月1回以上	15円/m ²	除草	年3回以上	15円/m ²	低木刈り込み	年1回	70円/m ²
作業項目	回数	金額（1年につき）											
清掃	月1回以上	15円/m ²											
除草	年3回以上	15円/m ²											
低木刈り込み	年1回	70円/m ²											

市からの連絡事項

都市建設部 都市整備課（住宅班）

連絡先：62-3645

件名	説明
<p>2 木造住宅の耐震改修工事等について</p>	<p>市では、耐震相談会の開催や、耐震改修工事等に対する補助金の交付などにより、市内木造住宅の耐震性の向上を推進しておりますが、依然として市内には耐震性の低い住宅が数多く存在しています。地震に不安を感じている方はご相談ください。</p> <p>対象となる建物の主な要件、制度の概要等は下記及び別紙のとおりです。詳細はお問い合わせください。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象となる建物の構造等 平成12年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造在来軸組工法の戸建て住宅であり、袖ヶ浦市民である所有者自らが居住する一戸建ての住宅であること。 2 耐震相談会 年11回（4月から2月まで毎月1回）の開催を予定しています。また、訪問相談期間を設ける予定です。 日程は広報そでがうら及び市ホームページでご案内いたします。 3 耐震精密診断助成、耐震改修に係る補助制度について 別紙をご参照ください。 4 問い合わせ 都市建設部 都市整備課（住宅班） ☎ 62-3645

■耐震精密診断助成について■

無料耐震相談会での簡易耐震診断の結果が耐震基準に満たなかった場合、1件あたり5,000円のご負担で耐震精密診断をお受けいただけます。耐震精密診断では資格を持った建築士が現地にて施工状況や劣化状況、簡易的な地盤の耐力測定等の調査を行い、より精度の高い耐震診断を実施します。また、耐震精密診断をお受けいただいた際は住宅の耐震性の評価と併せ、補強の計画案を提案いたします。

■耐震改修に係る補助制度について■

〈対象〉 以下の全てを満たす住宅

- ・平成12年5月31日以前に建てられた2階建て以下の木造在来軸組工法の戸建て住宅（申請者は住宅を所有し、かつ居住していることが必要となります。）
- ・市の耐震精密診断において補強の必要性が認められた住宅

補助金一覧		補助率	限度額
耐震設計監理		1/2	10万円
耐震工事	64歳以下の方	1/3	40万円
	65歳以上など	2/3	50万円
リフォーム工事		1/10	20万円
合計	64歳以下の方		70万円
	65歳以上など※		80万円



※65歳以上の方又は身体障害者福祉法による身体障害者手帳1級若しくは2級の方

◆設計者及び工事業者は市に登録を行った者に限ります。

◆リフォーム工事の補助金は耐震改修工事と同時に行われるもののみが対象となります。

◆補助金は予算が無くなり次第、申請を締め切ります。

【費用例】 耐震改修工事費150万円（設計費20万円込、リフォーム無し）の場合

① 64歳以下の場合

実費負担額≒工事費150万円－10万円（設計補助）－40万円（工事補助）＝100万円

② 65歳以上の場合

実費負担額≒工事費150万円－10万円（設計補助）－50万円（工事補助）＝90万円

木造住宅耐震相談会 耐震精密診断助成について 耐震改修に係る補助制度



市からの連絡事項

都市建設部 都市整備課（住宅班）

連絡先：各説明を参照

件 名	説 明
<p>3 空家・空き地等に関する相談について</p>	<p>長期にわたり適正に管理されていない空家等が放置されることにより荒廃が進み、防災、衛生、景観等様々な観点から周辺の生活環境に悪影響を及ぼしております。</p> <p>不適正管理の空家発生を防ぐためには、現在お住まいの建物や、所有されている建物について、日ごろから適正な維持管理を行うとともに、相続登記を確実にを行う、隣人の方に連絡先を伝える等、管理者の責任を明確にすることが大切です。</p> <p>市では、空家等に関する相談や空家等の利活用（空家バンク）の取組を行っております。「空家バンク」は、市内にある空家と、空家を使いたい人との結びつけを行う制度です。皆様の周りで、今後しばらく使用する予定がない、売買や賃貸をしてもいいという空家をお持ちの方がおられましたら、「空家バンク」を活用くださるようお伝えください。</p> <p>※契約・交渉は宅建協会会員事業者の仲介となるため手数料が発生します。</p> <p>問い合わせ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 空家・空家バンク等の総合窓口 都市建設部 都市整備課（☎ 6 2 - 3 6 4 5） 2 道路への樹木の張り出しに関する事 都市建設部 土木管理課（☎ 6 2 - 3 5 5 8） 3 空き地の雑草や樹木の繁茂に関する事 環境経済部 環境管理課（☎ 6 2 - 3 4 1 3） 4 空家の除草に関する事 袖ヶ浦市シルバー人材センター（☎ 6 3 - 6 0 5 3）

住宅をお持ちのみなさまへ

ご近所に迷惑をかけて
いませんか？

あなたの空き家、大丈夫ですか？

～相続・転勤等により、すべての人が空き家の所有者等となる可能性があります～

空き家をそのままにしておくと、様々な危険が生じる恐れがあります



■ 管理が不十分な空家等は税額が上がる可能性があります！

令和5年12月に空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律が施行されました。そのまま放置すると倒壊等の恐れがある「特定空家等」に加え、窓や壁が破損しているなど、管理が不十分な状態の「管理不全空家等」についても、指導・勧告の対象となり、指導に従わずに勧告を受けた場合、固定資産税等の住宅用地特例が解除されます。

■ 令和6年4月1日から相続登記は義務化されています！

相続したことを知った日から3年以内に相続登記をしないと、10万円以下の過料が科される可能性があります。また、義務化前に相続した不動産についても対象となっており、令和9年3月末までに登記をする必要があります。

■ 居住中から住まいの終活を考えましょう！

放置空家を発生させないため、住まいの「活かし方」「しまい方」をあらかじめご家族で話し合っておきましょう。

空家等に関する
ご相談・
問い合わせ先

- 空家バンク・空家等の総合窓口・・・都市整備課 ☎0438-62-3645
- 道路への枝や雑草の張り出しに関すること・・・土木管理課 ☎0438-62-3558
- 空き地の雑草や樹木の繁茂に関すること・・・環境管理課 ☎0438-62-3413

市からの連絡事項

都市建設部 土木管理課（管理調査班）

連絡先：62-3558

件名	説明
<p>4 道路美化活動のご協力について</p>	<p>市では、協働のまちづくりを理念に道路の美化活動（除草や花の植栽など）を行っていただく市民団体などの皆様に、草刈り機の燃料や、ごみ袋などを支給し活動を支援しています。</p> <p>今後も市民参加による道路の美化活動を進めていきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。</p> <p>1 活動場所 市が管理する道路（県道や国道は対象外です。）</p> <p>2 対象となる団体等 自治会や企業等の団体、2人以上の市民で構成する任意の団体</p> <p>3 申込方法 参加申込書、合意書（2部）、会員名簿を提出してください（交流センターでお預かりすることもできます。）。 申請様式は、市ホームページからダウンロードしていただくか、土木管理課又は交流センターの窓口で受け取ることができます。</p> <p>4 支給品 草刈り機の燃料、ごみ袋、花の苗、肥料、お茶</p> <p>5 保険 市で保険（作業中のケガ等対象）に加入します。</p> <p>6 問い合わせ 都市建設部 土木管理課（管理調査班）</p> <p>※詳細については、市ホームページの「道路アダプトプログラムに参加しませんか」をご覧ください。</p>

市からの連絡事項

消防本部 総務課

連絡先：62-0119

件名	説明												
<p>1 消防団員の確保について</p>	<p>消防団は、常備消防である消防本部・消防署とともに、法律に基づき、全国の市町村に設置されている消防機関です。常備消防と連携協力してあらゆる災害に対応し、地域に密着した即時対応力、要員動員力に優れており、まさに地域防災力の中核となっています。しかし、近年は被雇用者団員の増加や若者の地域離れ等から団員数の減少や構成年齢の高齢化という課題に直面しています。</p> <p>消防本部としましても、各種広報媒体を活用した消防団活動の紹介のほか、各種訓練、研修等を計画的に実施し、消防団員の活動しやすい環境づくりを行うこと併せ、若い世代に対して消防団活動の啓発活動をすることで将来的な入団の促進を行い、また団員の処遇改善を図るなど、消防団員の確保に鋭意努力しております。</p> <p>市政協力員の皆さまにおかれましても、地元分団の新規入団者の確保に、何卒お力添えくださいますようお願い申し上げます。</p> <p>・本市の消防団員定数（467名）に対する充足率</p> <table border="0" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>令和 3年4月</td> <td>389名</td> <td>83.3%</td> </tr> <tr> <td>令和 4年4月</td> <td>363名</td> <td>77.7%</td> </tr> <tr> <td>令和 5年4月</td> <td>359名</td> <td>76.9%</td> </tr> <tr> <td>令和 6年4月</td> <td>346名</td> <td>74.1%</td> </tr> </table>	令和 3年4月	389名	83.3%	令和 4年4月	363名	77.7%	令和 5年4月	359名	76.9%	令和 6年4月	346名	74.1%
令和 3年4月	389名	83.3%											
令和 4年4月	363名	77.7%											
令和 5年4月	359名	76.9%											
令和 6年4月	346名	74.1%											
<p>2 消火栓ホース格納箱について</p>	<p>令和5年度に、市内消火栓ホース格納箱に格納されている管鎗の盗難が発生しました。</p> <p>格納箱は、地域住民の皆様が火災を発見した際、即座に初期消火を行うことを目的として、区等からの要望により設置し、消防団により維持管理されています。</p> <p>今後の対応といたしましては、地元消防団による定期点検励行を一層強化するとともに、地域の皆様方にも常日頃からの見守りをお願いしたい所存でありますので、何卒お力添えくださいますようお願い申し上げます。</p>												

市からの連絡事項

消防本部 予防課（調査指導班）

連絡先：63-6199

件名	説明
<p>3 住宅用火災警報器の設置促進及び維持管理について</p>	<p>住宅用火災警報器は、火災によって発生する煙や炎を感知し、警報音や音声を発して火災の発生を知らせる機器です。</p> <p>本市においても、袖ヶ浦市火災予防条例により、平成20年（2008年）6月1日から、全ての住宅に住宅用火災警報器の設置を義務付けています。</p> <p>本市では、住宅用火災警報器の設置調査を毎年実施しており、令和6年6月1日時点の設置率は80.8%でこの数値は全国平均84.5%を下回っています。</p> <p>今後も引き続き春・秋の火災予防運動週間他、各種イベント等、機会を捉えて住宅用火災警報器の普及向上をPRしてまいります。</p> <p>すでに設置済のご家庭においても、定期的な作動テストによる維持管理の重要性と同時に、設置から10年を経過するご家庭には機器の更新について併せて周知しなければなりません。</p> <p>そこで、住宅用火災警報器設置及び維持管理の必要性について自治会等での啓発活動のご協力をお願いします。集会等で説明会の要望がございましたら、消防本部予防課にて対応させていただきますのでご連絡をお願いいたします。</p> <p>また、高齢者の方々に住宅用火災警報器を取り付けることが困難な世帯を対象に消防団員、消防職員による取り付け支援を行っておりますので、ご相談くださるよう併せてお願いいたします。</p>

消防本部 中央消防署

連絡先：64-0165

件名	説明
<p>4 一般市民による心肺蘇生及び救命講習受講の重要性</p>	<p>心肺蘇生法とは、胸骨圧迫、人工呼吸を行い、心臓、呼吸の再開を目指すものです。</p> <p>傷病者が倒れてから、心肺蘇生法、AEDの使用を早期に実施することにより社会復帰の可能性が格段に上昇することになります。</p> <p>本市では、普通救命講習を開催しており、心肺蘇生法、AEDの使用法、その他応急手当の指導を行っております。</p> <p>市民の皆様にご覧いただき、知識、技術を身につけ、大切な人の命を救うための第一歩となることを考えておりますので趣旨をご理解いただき、皆様のお力添えをよろしく申し上げます。</p>

市からの連絡事項

教育部 生涯学習課（社会教育班）

連絡先：62-3743

件名	説明
<p>1 青少年育成袖ケ浦市民会議賛助会費の納入について</p>	<p>青少年育成袖ケ浦市民会議では、青少年育成のための事業の開催・賛助等を行っています（資料参照）。 それらの活動経費は、市からの補助金と市民の皆様方の会費等でまかっています。 つきましては、各区・自治会からの賛助をお願いします。 詳細は、別途依頼文を送付いたします。</p> <p>◆賛助会費…100世帯以上の区・自治会 4,000円 100世帯未満の区・自治会 2,000円</p> <p>◆納入場所…市役所中庁舎2階生涯学習課又は各交流センター</p> <p>◆納入受付締切…令和7年6月6日（金）</p>
<p>2 市職員出前講座のご案内</p>	<p>市政の情報を皆様の学習に役立てていただくため、地域の学習会に職員が講師として出向き、市の事業や施策についてご説明する事業です。</p> <p>講座は47のメニューを用意しています。（資料参照）</p> <p>◆対象…市内に在住、在勤又は在学している10人以上の団体</p> <p>◆開催日時…午前9時から午後9時までの2時間以内 （12月29日から1月2日を除く）</p> <p>◆会場…各交流センター、集会所等の施設 （会場は団体でご用意ください）</p> <p>◆費用…原則無料 （教材費等が発生する場合、実費負担あり）</p> <p>◆申込み方法…開講日の20日前までに生涯学習課へ申込書を提出（FAX・メールでも申込可）</p> <p>※一部、担当課に直接お申込みいただく講座があります。</p> <p>※メニュー・申込書は、袖ケ浦市生涯学習課のホームページから閲覧・ダウンロードすることができます。</p> <p>◆その他…個人のお申込みや営利目的等ではご利用いただけません。</p> <p>※メニューの有効期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日 （期間中にメニューが更新される場合があります。）</p>

市からの連絡事項

教育部 生涯学習課（社会教育班）

連絡先：62-3743

件名	説明
<p>3 第54回袖ヶ浦市子どもスポーツ大会開催のご案内</p>	<p>連絡協議会の共催で、子どもスポーツ大会を開催します。 このスポーツ大会は、青少年健全育成の一環として、市内の小学生を一堂に集め、スポーツを通じて心身の健全な育成と交流・親睦を図ることを目的としています。 自治会・子ども会単位での参加も可能ですので、ご参加いただきますようよろしくお願いいたします。 ◆日時…令和7年10月25日（土） ◆会場…袖ヶ浦市総合運動場 ◆種目…未定 ◆対象…市内在住の小学生 ◆募集…詳細につきましては、広報等でお知らせします。</p>
<p>4 第30回そでがうらわんぱくクエスト実施に伴うご協力をお願い</p>	<p>青少年に野外泊、自炊、徒歩移動、地域住民との交流などの条件を設定し、非日常的な体験をさせることにより、感謝の気持ちやたくましい心と身体をはぐくむとともに、地域を担う人材の育成を行います。 昨年度は君津市・木更津市・袖ヶ浦市の3市を活動範囲とし、民泊や公共施設での宿泊を行いながら、ゴールを目指しました。農作物の収穫や施設の見学等、地域の方々に様々な体験をさせていただきながら、充実した2泊3日を過ごすことができました。今回も参加者の安全・健康を考慮しながら実施内容を判断してまいります。 期間中、参加者のご支援ご協力のほどよろしくお願いいたします。 ◆日時…令和7年7月28日（月）～7月30日（水） ◆対象…市内在住の小学校5年生から中学校3年生までの男女42名</p>
<p>5 令和7年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会の実行委員及び参加について</p>	<p>市民各層の青少年育成運動に対する理解と参加促進を図るため、令和7年7月5日（土）に令和7年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会を開催します（資料参照 ※令和6年度のもの）。 本大会は実行委員制で運営されておりますが、皆様方におかれましても「自治連絡協議会」より1名選出をお願いしております。 また、大会当日の参加について、自治連絡協議会全体で50名の依頼をしております。後日正式な依頼をさせていただいておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>

市からの連絡事項

教育部 生涯学習課（社会教育班）

連絡先：62-3743

件名	説明
<p>6 第41回生涯学習推進大会の実行委員及び参加について</p>	<p>生涯を通して学習することの意義について、市民の理解を一層深めるとともに、学習意欲の向上と学習活動への参加の促進を図るため、令和8年2月14日（土）に第41回生涯学習推進大会を開催します（資料参照 ※令和6年度のもの）。 本大会は実行委員制で運営されておりますが、皆様方におかれましても「自治連絡協議会」より1名選出をお願いしており、例年10月頃に正式な依頼をさせていただいております。 また、大会当日の参加について、自治連絡協議会全体で10名の依頼をしておりますので、ご協力のほどよろしく願いいたします。</p>
<p>7 第22期青少年相談員の推薦のお礼</p>	<p>第22期青少年相談員の推薦についてご協力いただきありがとうございました。 令和7年4月1日～令和10年3月31日の3年間活動しますのでご支援のほどよろしく願いいたします。</p>

青少年育成袖ヶ浦市民会議の活動

青少年に関する様々な問題を見据えて、行政の施策に呼応しながら、市民の総意のもとに次世代を担う青少年の健全な育成を図ることを目的とし、青少年育成のための市民意識高揚の活動、青少年の健全育成、非行防止のための活動等を行っています。

理事会では、事業計画や予算等、市民会議の方向を話し合っており決定しています。

○青少年健全育成推進大会（年1回、例年7月開催）

地域の方々を中心に地域ぐるみで青少年の健全育成に取り組むため、青少年関係団体等の関係者をはじめ、一般市民の参加を求めて大会を開催しています。青少年育成運動に対する理解と自覚、積極的参加を促進することを目的としています。

参加者：大会396名 記念講演313名

▼市民三学大学講座 川澄 泰穂美 氏



▼実践発表 ポーイスカウト袖ヶ浦第1回



▼実践発表 NPO法人子ども一歩袖ヶ浦



○青少年育成者感謝状

日頃、青少年の健全育成を図るため、積極的に活動している方に対して感謝状を贈り、更なる活動の発展に資することを目的としています。

【令和6年度表彰者】

坂戸の森みどりの会：榎本 清 様
ながうら青空の会：菅野 好子 様
根っ子の会：斎藤 真理子 様
中富ふれあいの会：関 三喜男 様
名幸ヶ丘の会：時田 美紀子 様、袖子連平岡支部海ヶ沢子ども会 様

○地区住民会議への支援

青少年育成袖ヶ浦市民会議の下部組織として、市内各交流センターを拠点に、学校・家庭・地域社会が密接に連携して、より地域に即した独自事業を展開している地区住民会議を支援します。

※各地区の詳しい活動内容は、各事務局（各交流センター）にお問合せください。

子ども安全パトロール

登下校時間に合わせ、買い物や散歩をしながらパトロールを行って、児童生徒の安全確保を図る活動で、全地区で実施しています。

オレンジ帽子は、『子ども安全パトロール』協力者の印です。協力者は随時、各交流センターにて募集しています。



市民会館入口付近の様子

悪天候の中でも、子どもたちのために、活動されています。このような活動を、市内各地で多くの方々がされています。いつもありがとうございます。

○賛助事業 市内の青少年を対象とした事業に対し、助成します。

子どもスポーツ大会



子どもスポーツ大会（主催：青少年相談員、子ども会育成会）

競技…ポッチャ

令和6年度 7月27日開催

・参加児童 27名

両総子どもかるた大会（主催：子ども会育成会）

令和6年度 9月22日開催

・参加児童 19名

◎運営について

青少年育成袖ヶ浦市民会議の運営は、市からの補助金、各区・自治会からの賛助会費及び個人会費等で随われています。

★活動費

○会費：個人…一口 100円から（何口でも可）
団体…一口 3,000円

○賛助会費：区、自治会 ○市補助金

活動に賛同いただけた場合は、

市民会議事務局（☎0438-62-3743）まで

ご連絡ください。皆様のご理解・ご協力をお願いします！



両総子どもかるた大会

令和7年度 袖ヶ浦市職員 出前講座メニュー

No.	タイトル	内 容	担 当
1	袖ヶ浦市総合計画	市が目指す将来の姿である『みんなでつくる 人つどい 緑かがやく 安心のまち 袖ヶ浦』の実現に向けた、総合計画(令和2年度から令和13年度)について説明します。	企画政策課
2	公共交通の現状と利用促進	公共交通の現状や利用促進に向けた市の取組及びデマンド型乗合送迎サービス「チョイソコがうら」について説明します。	企画政策課
3	「袖ヶ浦市総合戦略」について	袖ヶ浦市の人口の現状分析や将来人口推計をまとめた「人口ビジョン」と、令和7年度までの袖ヶ浦市における地方創生の取組等をまとめた「総合戦略」について説明します。	企画政策課
4	袖ヶ浦市の行政改革	「新たな時代の要請にも柔軟に対応し、将来にわたり安定した行政サービスを提供できる行財政運営の確立」を基本理念とした、第7次行政改革(令和2年度から令和7年度まで)について説明します。	行政管理課
5	男女共同参画ことはじめ	男女共同参画とはどんなことなのか、男女共同参画の必要性や取組等について説明します。	市民協働推進課
6	協働事業提案制度について	地域で抱えている課題等を市民と行政が協働で解決していく仕組み(協働事業提案制度)について説明します。	市民協働推進課
7	袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例について	地域コミュニティの活性化と、市民と行政の協働を進め、袖ヶ浦市をもっと“住みやすいまち”に。協働のまちづくりを進める基本的なルールになる「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」と市の取組について説明します。	市民協働推進課
8	広報について	広報紙の歴史や概要などをお話します。 また、市公式LINEや各種SNSなどについて説明します。	秘書広報課
9	自主防災組織って何?	災害時に地域住民が協力して、自分たちの命や財産を守るための自主防災組織について説明します。	防災安全課
10	災害に備えて	市の防災対策、地域や家庭でできる防災対策、袖ヶ浦市総合ハザードマップ等について説明します。 タイトル№36「地震に強い家が家にしよう」と併せて受講することをお勧めします。	防災安全課
11	交通安全教室	幼児、小・中学生、高齢者、一般と各年齢に応じた内容で、交通ルールとマナーについてお話します。	防災安全課
12	防犯講習会	地域での犯罪発生件数、内容等を説明し、防犯意識を高めるとともに、犯罪を未然に防止し、被害にあわないための講話です。	※この2講座は直接「防災安全課」に申し込んでください 電話 62-3106
13	袖ヶ浦市の予算	当年度の市の予算概要について、一般会計部分を中心にわかりやすく説明します。	財政課
14	みんなで考えよう! 公共施設のこれから	公共施設の現状や課題について説明し、これからの公共施設のあり方について一緒に考えましょう。	資産管理課
15	袖ヶ浦市の国民健康保険について	国保制度のしくみ、財政状況、保険税等について説明します。	保険年金課
16	なぜ特定健診を受診しなければいけないの?	年々増加していく医療費を「予防」により少しでも減らしていくため、健診を受診し、病気を予防しましょう。 健診結果と生活習慣の関係について、自分の健診結果を見ながら確認します。	保険年金課 健康推進課
17	がん検診を受けよう	市で行っているがん検診の内容や、がん検診受診の必要性、受診方法(予約のとおり方)について説明します。 併せてがんを予防するための食生活や生活習慣について学びます。	健康推進課
18	子育て支援事業の取組	様々な子育て支援サービスの状況及び計画について説明します。	保育幼稚園課 子育て支援課
19	地域福祉計画って何?	どうして計画が必要なのか? 自助、共助、公助って? 助け合いの地域社会づくり等について説明します。	地域福祉課
20	生活困窮者自立支援制度について	制度の概要について、事例を交えて説明します。	地域福祉課
21	誰もが過ごしやすい社会にしよう	車いす・アイマスク・高齢者疑似体験セット等を使用した体験を通して障がいのある方や高齢者の気持ちを考え、福祉について学ぶ機会を作ってみませんか。	社会福祉協議会
22	障がいの福祉サービス	制度の仕組みや福祉サービスの利用方法等について説明します。	障がい者支援課
23	障がいの理解・障がいのある人への配慮について	主に障害者差別解消法の概要説明を通じ、障がいの理解や障がいのある人に必要な配慮等について説明します。	障がい者支援課
24	介護保険制度の概要	介護保険制度の概要について説明します。 1. 制度のしくみ 2. サービスの利用方法等	介護保険課
25	高齢者の生活を支援する事業の概要	袖ヶ浦市の高齢者の生活を支援する事業の概要を説明します。	高齢者支援課
26	生活の中でできる介護予防	いつまでも住み慣れた場所で安心して生活していくために、転倒予防や認知症への理解等介護予防の取組について紹介します。	高齢者支援課
27	成年後見制度について	高齢者や障がいを抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活し続けることができる成年後見制度の利用支援や体制整備について説明します。	地域福祉課 高齢者支援課 障がい者支援課

令和7年度 袖ヶ浦市職員 出前講座メニュー

No.	タイトル	内 容	担 当
28	袖ヶ浦の環境について	袖ヶ浦市の大気や水質等の現状を説明し、より良い環境を創造するにはどうすれば良いのかを一緒に考えます。	環境管理課
29	地球温暖化対策について	私たちができる地球温暖化対策として、温室効果ガスの削減と地球温暖化による影響への適応に向けた取組を、身近なところから紹介します。	環境管理課
30	地域猫活動について	地域における野良猫による環境悪化を防ぐための地域猫活動と不妊・去勢手術に係る補助制度について説明します。	環境管理課
31	ごみの減量化・資源化への取組	ごみ処理の状況と減量化・資源化のための制度・仕組みについて説明します。	廃棄物対策課
32	袖ヶ浦市の農業の現状について	袖ヶ浦市の農業の現状について説明し、今後の農業振興について考えます。	農林振興課
33	袖ヶ浦市の商工業、観光業の現状について	市内の商工業、観光等の現状及び課題について説明します。	商工観光課
34	袖ヶ浦市の都市計画	・都市計画ってなに？(都市計画の基礎知識) ・袖ヶ浦市の都市計画の状況等について、説明します。 ・開発許可制度について、説明します。	都市計画課
35	空家対策の取組	市内における空家の状況や、市が取り組んでいる空家対策の概要について説明します。 将来、ご自宅や、ご近所が空家になってしまったらどうすればよいのか、それぞれの立場で何が出来るのかを一緒に考えてみませんか。	都市整備課
36	地震に強い家がにしよう	地震による強い揺れから住まいを守るためにはどうしたらよいのか？木造住宅耐震促進事業(無料耐震相談会、他補助制度)について説明します。 タイトル№10「災害に備えて」と併せて受講することをお勧めします。	都市整備課
37	道路境界について	道路境界についての一般的な取り扱い、及びその境界確認、測量、登記等の一連の作業について説明します。	土木管理課
38	下水道のしくみを知っていますか？	終末処理場内の施設等を使い、下水道概要と処理のしくみを紹介します。	下水道課
39	火災予防講座	火災の発生原因と防火の心構えについて説明します。	消防本部 予防課
40	だれにでもできる応急処置(救急指導)	観察要領、止血、副子固定、三角巾の活用等の救急法を指導します。	消防署
41	普通救命講習	急な発作で呼吸と心臓が止まったときの応急手当「心肺蘇生法」について指導します。	※この2講座は直接「中央消防署」に申し込んでください。 電話 64-0165
42	教育委員会の役割	教育委員会の制度、役割等について学びます。	教育総務課
43	袖ヶ浦市の特色ある学校教育	本市の学校教育における特色ある環境や活動について説明します。	学校教育課
44	総合教育センターの教育支援について	総合教育センターが実施している様々な教育支援について説明します。	総合教育センター
45	生涯学習の推進に向けて	生涯学習の意義とその必要性、また、本市における生涯学習推進のための取組について説明します。	生涯学習課
46	国史跡「山野貝塚」について	平成29年度に国史跡に指定された山野貝塚(さんやかいづか)について、出土品や指定の経緯、今後の整備について説明します。 ・山野貝塚はなぜ国史跡に指定されたか ・山野貝塚の出土品 ・貝塚からわかること ・山野貝塚の整備	生涯学習課
47	市スポーツ振興について	市のスポーツ振興について説明します。	スポーツ振興課

この出前講座メニューの有効期間は、令和7年4月1日～令和8年3月31日までです。

令和6年度袖ヶ浦市青少年健全育成推進大会実施要項

1. 趣旨

次代の担い手である青少年の健全育成が、真にその成果を発揮するためには、地域における住民の日常的な育成活動が活発に行われることが必要である。このため、青少年関係機関、団体等の関係者をはじめ一般市民の参加を求めて、青少年健全育成推進大会を開催し、市民各層の青少年育成運動に対する理解と自覚と積極的参加を促進しようとするものである。

2. 主催 青少年育成袖ヶ浦市民会議／青少年健全育成推進大会実行委員会

3. 主管 袖ヶ浦市教育委員会

4. 日時 令和6年7月6日（土）13時から

5. 会場 市民会館 大ホール

6. 参加対象

(1) 関係委員、団体

社会教育委員、自治連絡協議会、子ども会育成会連絡協議会、君津地区保護司会袖ヶ浦支部、スポーツ推進委員協議会、ガールスカウト千葉県第87団育成会、小中学校校長会、サッカー協会、レクリエーション協会、公民館運営審議会、青少年相談員連絡協議会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、ボーイスカウト袖ヶ浦第1団育成会、PTA連絡協議会、少年野球連盟、更生保護女性会、防犯指導員協議会、社会教育推進員、少年補導員、坂戸の森みどりの会、ながうら青空の会、根っ子の会、中富ふれあいの会、名幸ヶ丘の会、その他の社会教育関係団体

(2) その他、本大会の趣旨に賛同する市民

7. 大会次第

受付	12:30～13:00
(1) 開会式	13:00～13:30
①開式の言葉	
②主催者挨拶	
③袖ヶ浦市青少年育成者感謝状贈呈	
④来賓祝辞	
⑤閉式の言葉	
(2) 市民会議会員募集	13:30～13:35
(3) 大会宣言 ー袖ヶ浦市子育ての提言ー	13:35～13:45
(4) 実践発表	
< ボーイスカウト袖ヶ浦第1団 >	13:45～14:00
< NPO法人子どもるーぶ袖ヶ浦 >	14:05～14:20
(5) 休憩・市民三学大学講座入場	14:20～14:30
(6) 記念講演（第1回市民三学大学講座）	14:30～16:00
演題 困難を乗り越える思考法 ～ポジティブマインドの作り方～	
講師 川澄 奈穂美 氏 ※プロサッカー選手	
(7) 大会閉会の言葉	16:00

第40回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実施要項

1. 趣旨

少子高齢化・都市化・情報化が進み、地域や人どうしの結びつきが希薄になりつつある昨今、以前のように他者と深く関わりながら生きていくことは、より困難になりつつあります。

流動化と孤立化に代表される社会変化の中では個人のニーズが重視される反面、つながり関わる中で生まれる“絆”は、人生をより豊かで生きがいのあるものに変えていく力を持っています。

袖ヶ浦市では、市内にある社会教育関係機関、団体、そして個人が緊密につながりあい、支えあいながら幅広く学習機会を提供しあうことで、人々が、いつでも、自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に活かされるような地域社会を目指しています。

このような中、生涯を通して学習することの意義について市民の理解を一層深めるとともに、学習意欲の向上と学習活動への参加の促進を図ります。

2. 大会テーマ

「学び つながり 支えあうまち そでがうら」

3. 主催 袖ヶ浦市社会教育委員 袖ヶ浦市教育委員会

4. 主管 袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員会

5. 期日 令和7年2月8日（土）

6. 会場 袖ヶ浦市民会館 大ホール

7. 日程 12:30 ~ 13:00 受付

13:00 ~ 14:20 【第1部】

- (1) 開会のことば（袖ヶ浦市社会教育委員長）
- (2) 生涯学習奨励賞授与・市長あいさつ
- (3) 社会教育功労感謝状贈呈・教育長あいさつ
- (4) 来賓祝辞（県議会議員・市議会議員）
- (5) 実践発表（NESUPO フラダンス・レアレア）

～休憩～

14:30 ~ 16:00 【第2部】

(6) 記念講演

（第43期・第2回市民三学大学講座）

演題：「がんばらない生き方～生きているとはどういうことか～」

講師：池田 清彦 氏（生物学者/早稲田大学名誉教授）

(7) 閉会のことば（袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員長）

市からの連絡事項

選挙管理委員会事務局

連絡先：62-3913

件名	説明
<p>1 選挙執行時の投票所の施設借用と投票立会人の選出</p>	<p>○令和7年度（4月以降）に執行が予定されている選挙</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参議院議員選挙 令和7年7月28日任期の参議院議員選挙を令和7年7月に執行予定です。日にちは、現在未定 (令和7年度中に、①及び②の依頼文書を発送予定) <p>①投票所の施設借用 対象施設を所管している区・分区は、ご配慮をお願いします。借用の依頼文書を送付しますので、承諾書の返送をお願いします。</p> <p>②投票立会人の選出 各投票所で選挙当日の投票立会人を選出していただいております。選挙権があり、当該選挙の候補者と直接関係のない公正な方の選出をお願いします。 また、令和7年度からは投票立会人の交代制を導入するため、午前と午後で異なる方を選出いただくことも可能となります(従前のおり、終日同じ方が従事することも可能)。 複数の区・分区が一つの投票所の対象となる場合は、相談の上、報告依頼をしている協力員が代表して報告をしていただきます。</p>

市からの連絡事項

社会福祉協議会

連絡先：63-3888

件名	説明
<p>1 袖ヶ浦市社会福祉協議会支部長の依頼について</p>	<p>社会福祉協議会は、社会福祉法に規定された公共性の高い社会福祉法人として、地域福祉活動（誰もが地域の中で生涯にわたって自立し、自由に個性豊かな生活ができる支え合い、助け合いの地域社会づくり）の中心的役割を果たすため、地域住民の福祉活動への参加を促進し、行政機関、福祉関係団体等と連携して地域福祉の推進に取り組んでいます。</p> <p>本協議会では、地域の皆様と一体となって支え合い、助け合いの地域社会づくりを推進するため、地域の代表者である皆様にご協力をいただき、地域福祉の増進・推進を図ってまいります。</p> <p>つきましては、自治会等の長の皆様に社会福祉協議会の支部長をご依頼したく存じますので、ご了承くださいますようお願いいたします。</p> <p>任期 令和7年4月1日～令和8年3月31日</p>
<p>2 令和7年度袖ヶ浦市社会福祉協議会費等の納入依頼について</p>	<p>地域福祉活動の中心的役割を果たす社会福祉協議会を運営するためには、自主財源の確保が必要です。</p> <p>本協議会の財源は、会費・募金・寄付金等の自主財源と、補助金・委託金等の依存財源から構成されています。</p> <p>つきましては、地域福祉推進のため、令和7年度の会費等の取りまとめについて、ご協力をくださるようお願いいたします。</p> <p>*ご協力いただきます会費等の納入依頼は、次のとおりです。</p> <p>①社会福祉協議会会費 4月 依頼 5月～6月 取りまとめ</p> <p>②赤い羽根共同募金 9月 依頼 10月～11月 取りまとめ</p> <p>③歳末たすけあい募金 11月 依頼 12月 取りまとめ</p>

【参考：袖ヶ浦市市政協力員設置要綱】

(設置)

第1条 本市は、市行政の健全な発展と円滑な運営に資するため市政協力員を置く。

(地域)

第2条 市政協力員を設置する地域（以下「区等」という。）及び市政協力員の数は、別表第1のとおりとする。

(委嘱)

第3条 市政協力員は、区等の住民の推薦した者につき、市長がこれを委嘱する。

(任期)

第4条 市政協力員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により委嘱された者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市政協力員が任期満了又は任期中辞任しようとするときは、後任者が委嘱されるまで在任しなければならない。

(職務)

第5条 市政協力員は、その区等において次に掲げる職務を行うものとする。

(1) 市行政の周知伝達に関すること。

(2) 簡易な調査報告に関すること。

(3) 各種文書配布に関すること。

(4) 地域住民の建設的意見の連絡に関すること。

(報償金)

第6条 市政協力員には別表第2に規定する額を報償金として支給する。

(報償金の支給方法)

第7条 新たに市政協力員となった者には、その日から報償金を支給し、市政協力員が辞任したときは、その日（死亡したときは、その月）までこれを支給する。

2 前項の規定により報償金を支給する場合において、月の初日から末日まで支給する以外
のときは、その月の現日数を基礎とした日割計算による額（50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）を支給する。

(守秘義務)

第8条 市政協力員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第9条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(袖ヶ浦市行政協力交付金交付要綱の一部改正)

2 袖ヶ浦市行政協力交付金交付要綱(平成17年告示第232号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則 (令和3年4月26日告示第127号)

この告示は、公示の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則 (令和3年8月16日告示第185号)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (令和4年7月1日告示第175号)

この告示は、公示の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区等の名称	市政協 力員の 数	区等の名称	市政協 力員の 数	区等の名称	市政協 力員の 数
奈良輪区	7	橋区	3	小路第1区	1
高須区	6	飯富区	4	小路第2区	3
スマートハイムシティ袖 ヶ浦自治会	1	下新田区	1	成蔵区	1
坂戸市場区	6	三ツ作区	1	野添区	1
神納一区	7	大曾根区	1	上宿区	4
神納東区	4	勝区	1	中下区	1
福王台自治会	6	のぞみ野自治連合会	3	中川団地自治会	1
富士見台自治会	1	野田区	1	山中区	1
牧場団地自治会	1	永地区	1	大鳥居区	1
神納まきば自治会	1	下泉区	1	三谷区	1
袖ヶ浦シーハイツ自治会	1	高谷区	3	下根岸区	1
今井3丁目なぎさ自治会	1	三箇区	3	阿部区	1
今井区	1	鹿島区	6	堂谷区	1
今井中央自治会	1	川原井区	8	打越区	1
今井東自治会	1	林区	1	大竹区	1
蔵波区	5	野里区	5	滝の口区	1
外野区	1	花房平自治会	1	滝の口ファミリ ータウン自治会	1
ラミアール千葉袖ヶ浦自 治会	1	上泉区	3	吉野田区	1
蔵波台自治連絡協議会	11	滝ヶ沢自治会	1	岩井作区	1
長浦駅前自治連合会	11	もみの木台自治会	1	玉野区	1
久保田区	7	永吉区	1	上宮田区	1
浜宿団地自治会	1	岩井区	1	下宮田区	1
代宿区	9	百目木区	1	袖ヶ浦駅前自治 会	1

別表第2（第6条関係）

職名	区分		報償（円）	
	構成世帯 数		月額	
市政協力員	30戸未満	区長等	月額	12,000
		分区長等		11,000
	30戸以上50戸未満	区長等		13,000
		分区長等		12,000
	50戸以上100戸未満	区長等		14,000
		分区長等		13,000
	100戸以上	区長等		15,000
		分区長等		14,000

備考

- 1 区長等とは、別表第1に掲げる区等の長をいう。
- 2 分区長等とは、別表第1に掲げる区等を構成する分区等の長をいう。

